

平成26年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成26年3月12日 午前10時00分 開会
午後 3時10分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都 市 整 備 部 理 事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上 下 水 道 部 長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	谷 口 亜 耶		

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西川議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、6番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、岡本吉司君。

岡本議員 皆さん、おはようございます。今、私、議長の許可を得まして一般質問をさせていただきたいと思っております。私の一般質問につきましては、2点でございます。

まず1点目は、国鉄・坊城線。2点目は新道の駅の建設事業についてでございます。質問内容につきましては、質問席からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

西川議長 岡本君。

岡本議員 それでは、質問させていただきます。

まず最初に、国鉄・坊城線道路改良工事ということになります。この事業につきましては、ご存じのように、平成20年の9月の議会で、西日本旅客鉄道株式会社と葛城市との間で締結をいたしました委託契約、これが否決をされたということであるわけでございます。その後、山下市長さんから、平成22年の6月に都市産業常任委員会協議会で、現在、国鉄・坊城線の事業手法を県と協議しておるということを説明を受けたわけでございます。

その後において、県と協議を重ねた結果、社会資本整備総合交付金事業として、国の補助が採択されるということを経験したわけでございまして、私は市長に対して、よくぞ苦渋の決断をさせていただいたということで、お礼を申し上げた記憶があるわけでございます。JR大和新庄駅東側の区画整理の事業の整理も進んでいくというふうにご報告を申し上げます。

その後、平成23年の12月議会において、西日本旅客鉄道株式会社と葛城市との間で、架道橋の改築工事の基本協定締結契約額9億3,619万4,000円で、議決をされたわけでございました。この事業は、平成23年から平成26年、4カ年の継続事業として出発されました。そのJRとの協議ですけれども、平成23年に前倒しをして、平成24年を除いて平成25年、平成26年で完成するというのを聞いておるわけでございます。また、平成24年9月には、施工業者と協議をし、仮設橋が発注をされました。また、同年10月に仮設水路も発注され、用地買収も順調に進んでおると聞いておったわけでございますが、現在がちょっとまあ停滞をしているというふうなことを聞いておるわけでございます。そこで、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、用地買収の状況について、どのような状況になっておるのか、お聞きをしたいと思います。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしくお願いいたします。

岡本議員のご質問にあります用地買収の状況についてでございます。用地買収の状況については、全体の約60%ほどの契約率となっております。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の答弁ではまあ60%ほど契約できておるということであるわけでございます。今、問題になっているそのJRの両側、これの用地買収の進展が進んでないということを聞いておるんですが、その辺の状況はいかがですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 用地買収の状況についてでございますけれども、まず用地買収のおくれにつきましては、用地境界で合意が得られない箇所があるということ、また、代替地のご希望に係る地権者間の調整に時間を要したこと、さらに、一部の地権者の方にご協力がいただけないことから、JRの架道橋工事がストップしているということで、遅延しております。今後とも、地権者のご理解、ご協力がいただけるよう努力してまいります。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 一応、いろいろ努力していただいているということはわかるわけですが、事業についてはいわゆる4年間の継続とありますが、この事業でやっとなるわけですから、できるだけ早く用地を交渉できないと、なかなかJRの架道橋の工事もできないというような状態になっておるわけでございます。ですから、一応用地については、地権者の皆さん方とひざを交えながら交渉していくとか、そういう姿勢でないと、なかなか用地は進まないというふうに思うわけですから、その辺をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、もしこの平成26年度で事業が完成できない最悪の状態になったときに、JRとの間の協定について変更契約、変更協定といいますか、それができるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 JRとの協定についてでございます。平成26年度中にJRと基本協定の変更、延長をさせていただくことで、JRと協議はできております。本協定の変更につきましては、改めて議会上に上程させていただき、ご審議いただく予定であります。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から平成26年度もうじき始まるわけですが、平成26年度にいわゆる変更協定、JRと協議しているということなんですが、今、先ほど言いましたように、平成26年度、最終年度であるわけですね。そのときにもう既に変更契約に協定しているということになってきますと、いわゆるこの協定、どういう形で4年間で結ばれたのかということになりますので、変更はありきということではなしに、やはり前向いて年度内に完成をするという姿勢で臨んでもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 もちろん、今後とも事業の完成に向け努力してまいります。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 努力するということですので、できるだけ早急に完成できますようお願い申し上げたいと思います。また、それと、今、工事がとまっておるということですので、JRのことについて今お聞きしたわけですが、今、部長のように用地買収60%ほど進んでおるということなんですが、この工事についていわゆる甘田川前後一部工事は終わっております。ですから、甘田川から東の方、いわゆる葛城川の堤防に向けて、先工事に着工していく。そうしますと、葛城川の堤防を利用して、高田バイパスも利用できるということになれば、もっと道路のつけた段階で経済効果が上がってくるのではないかというふうに思いますので、先に東向きの工事をするということで、考えはないかお聞きしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 もちろん、東側も含め、買収済みのところはできるだけ事業進捗が図れるよう工事を進めたいと思いますし、今後とも事業の完成に向け努力してまいります。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 努力していくということですが、東を向いていく場合、大和高田市の領域を通らんらんということですので、大和高田市との協議もされておるのか、あるいはまだされてないのかということをお聞きしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 大和高田市との協議はしておりますが、まだ今後の予定については明確にはなっていないという状況です。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 まだ協議していないということですが、早急に協議をしていただき、できるだけ早く工事に着工していただきたい。それと私思うのには、JRを中心として、JRはおくっていくのは仕方ないとしても、やはり、西向きと東向き、いわゆる並行して工事を着工していくというふうな方法をされると、先ほど言いましたように経済効果が上がってくるというふうに思います。そういうことの実現があるかないか、お聞きしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 岡本議員がおっしゃるとおり、もちろん経済効果も見ながら、事業進捗を図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 まあそういうことで、できるだけ早う事業が終わりますように、努力願いたいというふうに思います。市長にお伺いしますが、せっかく苦渋の決断をしていただいて事業着手し

ていただいたわけですが、できるだけ事業を早急に完成する、この姿勢が大事であるのかなというふうに思います。それと、今聞いていますと、どうも用地交渉に戸惑っているような感じを受けます。ですから、市長なり副市長の方が、職員に対して、動きやすいようなといいますか、交渉しやすいようないわゆる体制というんか、そういうようなものをつくっていただいて、できるだけほかの事業においてもスムーズにいけるような方法をとってもらいたいと思うんですが、市長、どうですか。

西川議長 市長。

山下市長 建設の方の人員というのは、非常に他の事業の交渉も、用地交渉も含めて大変に人手が足りないという状況の中で、職員には努力してもらっているというふうに思っております。更に動きやすいように、新年度の人員体制も含めてバックアップも含めて、動きやすいようにできるだけ、限られた人員の中ではございますけれども努力をして、この事業進捗、一日でも早く完成できるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 岡本君。

岡本議員 まあ市長の方から前向きな発言をしていただきました。できるだけ職員が動きやすいような、交渉しやすいような姿勢をつくってやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、地域活性化事業、(仮称)新道の駅の建設事業についてお尋ねしていきたいというふうに思います。

私は、昨年10月の市議会議員の選挙があったわけでございます。この間、多くの市民の皆さんと話し合いをする機会がありました。その中で、市民の方々が一番関心を持っておられること、事業は新道の駅建設事業であるというふうに、市民の方々からお聞きをいたしました。事業費を18億円も投資をして、なぜつくるんですかという質問が多かったです。もっときつう言いますと、ぜひ反対してください、こういうふうな意見も聞きました。

そこで私は、平成16年の10月に合併をして葛城市が誕生いたしましたわけでございまして、その10年後の葛城市、こんなまちをつくりたいということで、新市の建設計画を策定して市民に公表されたというふうに説明をいたしました。この中には、新道の駅事業、入っておりません。計画の中には、新市の建設計画の中には、山麓地域整備計画の中で大字寺口地内、県道沿いで貸農園、あるいはクライנגルテンと花の里の計画があって、この中に直売所も入っておりますよ、この場所は南阪奈道路、葛城インターから約南向きに600メートルぐらいに寄った場所です。交通混雑もなく、大阪近郊35キロメートル圏内に位置する葛城市。市外からも観光を兼ね備え、土に親しみながら健康づくりにも役立つ施設でありますよ。また宿泊を希望される人については、県の施設、社会教育センター、宿泊施設かつらぎがあって、この施設と連携ができる場所であるというふうに説明をいたしました。

そこで、現在の経緯といいますか、経過ですが、平成22年の6月の都市産業常任委員会、市長から、平成24年から平成26年の3カ年計画で、道の駅建設事業を進める、初めて説明を受けたわけでございます。同じ12月の所管委員会では、当時の部長から、7月には協議会を発足いたします。平成23年度中に事業計画を立てて、平成24年度から3カ年計画で完成をします。設置場所は未定です。今後ワーキング会議、検討委員会で協議を願い、平成23年

6月までに議会に報告します。このときの事業費は、10億円でありました。県の一市一まちづくり事業と連携をして進めます。明くる年の平成23年の3月、所管の委員会の報告で当時の部長からは、ワーキング会議で南阪奈道路、葛城インター周辺を視察願いました。用地を検討願っておりました。面積は23,000平方メートルぐらい考えておりました。こういう話であります。

ところが既に平成22年度で、基本計画の設計837万9,000円でコンサルに発注されておる。年度内にできないために、繰越し処理をされております。平成23年7月の所管委員会で、当時の部長より、道の駅建設事業計画、配置図が初めて示されました。この中に道の駅農産物直売所、管理事務所、農産物加工所、展望レストランが計画されて、国の補助事業、55%の補助を受けて実施いたしますよ、こういう説明を受けました。

同じ9月の所管委員会では、山麓地域の活性化を図るためにも会社を設立することも検討中ですと、当時の部長から報告を受けました。平成23年度中に国の補助申請をしますよ、敷地は3万平方メートルですよ、事業費は18億円ですよ。この時点で平成22年の10月の説明と事業費が10億円から18億円に拡大をされておる。展望レストラン、除かれておると。私は、このときに、場所も確定してないんでしょう。運営母体、施設規模、定まってない。この段階で補助申請は早過ぎるん違うんかということ指摘もいたしました。それでも、理事者側は補助申請をするということで、申請をされた。こういうことであります。

平成23年の10月、所管委員会で新道の駅設立要望書、発起人代表、商工会、農業団体の代表名で市長に提出されたということ報告を受けました。このとき同時に、道の駅の経営分析、どれだけの売り上げがあるんかということが示されました。これが、新道の駅の主な経緯だと私は考えております。

まず、場所の選定。ワーキング会議で定められた。所管委員会の議論はほとんど行っておりません。理事者側は、場所は当初から決まっておって、ワーキング会議で決めていただいたと言うわけですが、これは建前だけではないのかなと私は思います。事業計画で、当初道の駅事業、1事業で計画されたというふうに私は思っております。補助申請の段階で、1事業、計画施設全てが補助対象とならない。道の駅事業とは、パーキングエリア、いわゆる駐車場、休憩所、案内所、トイレ、いわゆる道の駅に附属する建物しか補助対象とならない。直売所等の競合施設は、対象外である。私はこれは初めからわかっておったと思います。

そこで、平成24年の都市再生整備計画を策定して、道の駅事業だけではなく、直売所、加工施設、公園施設等ができるように、また二上神社口駅前広場の整備計画まで含めるということで、区域を拡大して都市再生整備計画の申請をして承認を受けられた。現代の道の駅事業部分と都市再生のまちづくり交付金事業、分けて事業を選択して現在までできておられるというふうに思います。そこで、質問に入っていきたいというふうに思います。

まず初めに、道の駅の場所について、部長は適地というふうに思われますか、どうですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 道の駅の件につきましてです。新市建設計画等にも位置づけされ、また、さまざまな方々のご意見もいただき、決めさせていただいたもので、適正な場所と考えております。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 この場所は、もちろん部長もご存じのように地場産業振興ゾーンというふうに決められております。私は、初めから地場産業振興ゾーンというのは、いわゆる地域の地場産業を振興するため、南阪奈インター1キロメートル以内に建物が建っていますよ。そういうことの中で振興ゾーンを決めていったというふうには私は考えております。

そこで、今、この場所、部長は適地であるというふうにおっしゃいました。私は、再三申し上げてきたのは、いわゆる寺口・北花内線、御所・香芝線、交差点のところからしか出入りはできませんよということで、再三にわたって指摘をしたわけでございます。この出入口の問題、この問題について、部長はスムーズに出入りができるというふうを考えておられますか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 渋滞対策につきましては、県道御所・香芝線の太田南交差点南行き車線の左折レーンの設置を、現在県において取り組んでいただいておりますし、今後とも渋滞対策に取り組んでまいります。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 県の方で取り組んでいるということなのですが、この中で、部長が来られて、いわゆる私が言うてから、出入口、寺口・北花内線、ここを東向きに用地買収をして迂回をさすという図面が我々見せられたわけですけども、いわゆる現在県の方とそういう出入口を確保するために交差点の改良といいますか、東側に県道寺口線を迂回して、道路をつけかえるということが可能なんですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 東側の迂回という話でございますけれども、県等と協議をした結果、現道の交差点を生かした計画にしております。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 いわゆる現道ということになりますと、当初というか途中で計画された東側に迂回をする、こういうことがもうなくなって、今の、現在ある寺口・北花内線、この道路から出入りをするということになったということで解釈をさせてもらいたいというふうに思います。いわゆる県と協議している御所・香芝線から南側、右折レーンですか、整備をしているということになってきていますけども、本当に出入口について部長がおっしゃるように、この場所でスムーズに本当に出入りできるんかということ、私は何回も申し上げるわけですが、それと今、道路公団なり、県なりといろいろ協議、運営連絡協議会ですか、つくって検討しているということも聞いておるわけですが、どういうふうな内容で検討されているのかお聞きをしたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 協議会の話については、どちらから聞かれたのかわかりませんが、今現在、これから協議会をつくって打ち合わせをしようということになっております。よくご存じだなどと思えますけれども。ここの道路のことにつきまして、出入り口は、岡本議員とかもご心配をされているように、あそこは消防署も近くにありまして、その周辺のところをどうしていくかというのは、道路に隣接するいろいろな事業者さんのご協力もいただきながら、用地買収もさせていただいて道路の幅も広げていこう、また外周道路をつくって、出入り口をどういうふうにして振っていこうか、また高速道路から太田南の交差点に出ずに出入りできる方法はないかというような模索を今しておるところでございます。完全にというわけにはいきませんが、今協議をさせていただき、そのテーブルを今度つくらせていただくということになっておりますので、渋滞緩和、危険回避に関しましては、地権者の協力、またいろいろな事業者、またいろいろなプレーヤーのご協力をいただきながら、できるだけ進めていけるように努力をしてみたいと思っております。

西川議長 岡本君。

岡本議員 市長の方から、連絡協議会といいますか、よう知っているな、という話も、どっかで私聞いたように思ったんで、ちょっと言わせてもらって、中身は私も全然わかりません。今、市長の方からお聞きして、将来に向かって県なり国と協議をして解消に努めていくと、こういう説明であったと思います。それはそれで結構やと思います。

それで、今現在まで、用地取得、約70%、80%までできたというふうに部長の方から、受けておるわけでございまして、この用地単価ですね、事業費の段階で、予算の段階で平方メートル1万5,000円ということになっておったと思います。坪単価5万円ぐらいになるのかなというふうに思うわけですが、これといわゆる実勢価格といいますか小売価格がどのぐらいか私、わかりませんが、本当にこの金額で買収されているかということをお聞きしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 買収単価につきましては、事業を進めている段階でありますので、お答えは差し控えさせていただきます。なお、買収単価につきましては、不動産鑑定士の鑑定に基づき、適切に買収を進めております。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 部長おっしゃるように、事業の途中ということで、それは私の質問がいかんかったかなと思いますけれども、もちろん土地鑑定もして、されておることやと私は思うわけですが、何もこの土地に対して私は高いとか安いとか言うとはなしに、やはり葛城市全体を、いろいろな事業をされているわけですので、全体を眺めていかないと。もしこの単価が一般売買よりも仮に高いとしたときに、いわゆるこれからやっていく事業全てに影響してくるということで、あえて私は単価を聞かせていただいた。そうしないと、これ言うたらあきまへんと皆言うわけやけども、いつかのうちに単価的には一人歩きしてしまう。これが現実であるわけです。ですから、今、国鉄・坊城線も聞きました。あるいは、尺土駅前、いろ

いろな事業をやっておられると思います。しかし、ある程度、皆さん方が納得できるような単価やないと今後なかなか用地買収が難しいということで、私はあえて聞かせてもらったわけでございます。単価については、部長の方から事業中ということですので、あえて私、深く追及するつもりはございません。そういうことで聞かせていただいたということで、ご理解を願いたいと思います。

それと、この出入り口に、部長もご存じだと思いますけども、どういう表現をしたらええんか、少し問題の土地があるように思います。この土地についての買収の方法なり考え方について、お聞きをしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 適正な方法をもって契約させていただきます。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 もちろん部長おっしゃるように、適正な価格、これは当然やと思います。しかし、いわゆるこの周辺で、いろいろな地下に潜っておるものとか、いろいろなものがあると思うんです。その辺のこともしっかり踏まえた中で買収してもらいたい。あえて私は回答を求めようとは思っておりません。これは副市長もご存じだと思いますけども、やはり皆さん方が、一般の市民から見て、知っておられる方も、知らない方もおられると思いますけども、やはりその辺は行政の事業ですんで、ひとつきちっとやってもらいたいというふうに申しておきたいというふうに思います。

それから、先ほども言いましたように、買収の方法として、道の駅事業と都市再生事業に分けて買収されておると思うんですけども、都市再生事業部分、いわゆる加工場、物産販売所、この分についてはなかなか今までから用地買収が進んでこなかった。ところが、昨年6月ごろですか、急に用地買収が進まれた。今まで70%ないし80%買収をされたというふうに聞いておるんですが、この買収の手法として、いわゆるいろいろと消費者の方にご迷惑をかけないように税の軽減ということで、かなり部長さん方が努力されたというふうに思います。最終的に公園事業として買収されたようにも聞いておるわけですけども、いわゆる公園事業で買収されたということは間違いないですね。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 公園事業です。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 私は、考え方古いんかもわかりませんが、公園事業で買収された中で加工場、直売所建つんかなというふうに思っていますけども、これは実際、部長、建ちますんか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 公園区域に売店、飲食店等を建てる場合は、今回直売所等については都市再生整備計画に基づく事業として建てているものでございます。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 部長の方で、公園事業として建てられるということであるわけでございまして、私も勉強不足の点があったというふうに思います。そこで、いわゆる公園事業、部長もご存じのように、公園事業では建蔽率2%以内というふうになつておもうんですけども、今、先ほど言いましたように、この事業面積、3万3,000平方メートル。この中で道の駅、約1万平方メートルぐらいあるわけです。あと公園部分、2万2,000平方メートルほどあるわけですけども、2万2,000平方メートルの中で、今、確定はしていませんけども、計画をされているような建物が建つかどうかということで、お聞きをしたいと思うんです。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 まず、都市公園に設置してもよい公園施設の種類としましては、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められております。本道の駅に計画している施設については、これに該当するものと考えております。また、建築面積要件につきましては、道の駅西側の違法盛り土がある場所を、県と対策の方向性を確認し、公園として管理する方向であり、道の駅と違法盛り土の場所も含めた範囲を公園区域とすることにより、基準は満たされていると考えております。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、部長がおっしゃったその違法盛り土部分というのは、どの部分を指すわけですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 本道の駅を計画している西側の、違法に盛り土された場所を指します。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から、今計画している上の方の盛り土ということでお聞きしたわけですけども、我々聞いておるのは、以前から市長なり議長の方から話ありましたように、いわゆる公共事業をやるんで、県の方でこういう違法盛り土のところについては、事業をしてもらいたいということで再三陳情していただいたということも聞いております。今、はっきりわかりませんが、最近、市で購入されたということも聞いております。これは、市で購入しないと県で補助してもらえないというようなことで購入したんだということをお聞きしておるんですが、今の部長の説明であつたら、道の駅を除いて2万2,000平方メートルほどになると思うんですが、その面積と、今盛り土部分どれだけあるんか知りませんが、その面積を含めて2%以内になる、こういう説明をされたように思うんですけども、どうですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 そのとおりです。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、初めてそういうふうな意見を聞きましたけども、それであつたら最初の我々聞いた盛り土の購入する理由といたしますか、それはちょっと異なっているん違うのかな。といいますのは、私は今言いましたように、2万2,000平方メートルの中で1万平方メートル足し

て3万3,000平方メートルにしましょう。3万3,000平方メートルの中で、道の駅事業をやりますよ、あるいは、都市再生やりますよということで聞いておるわけですね。それが今2%ということを知っていて、その山の部分も含めていったら2%になりますよ、というようなことになってきますと、今まで、3万3,000平方メートルで18億円の事業をかけてやりますよという話と変わってくるのと違うんですか。委員会で、そういうようなことを私は聞いてないと思いますよ。そこらどうですか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 説明不足な点がありましたら、申しわけなく思っておりますが、道の駅の公園や西側の違法盛り土につくる公園も含め、一体的に管理し、市民に愛され、魅力ある道の駅、緑豊かな空間を創出するために都市公園とする予定でございます。

以上です。

西川議長 岡本君。

岡本議員 きのうの川村議員の質問の中でも、河合部長からとか、農業、商業の活性化、私は大事やと思うんですね。しかし、その事業をする中で、こういう建物を建てて、きちっとやっていきますよということを言いながら、片一方で農業、商工、活性化をせなあかん、これも言うてる。それで、今になって盛り土部分も含めて公園区域に入れて2%を確保するということになる、それは部長、説明不足とかそんなんじゃ済む話と違うん違いますの。皆さん方に、一般市民に言うてるのは、道の駅含めて3万3,000平方メートルに対して、18億円の事業をかけてこの事業をやりますと言うてきているわけです。そうやってきたら面積が、今、その盛り土部分何平方メートルあるのか知りませんよ、1万平方メートルあるのか2万平方メートルあるのか知らんけども、それも含めないと建物2%におさまらないというふうなことになってきますと、誰がそれを承認するのか、ということになってきますけど、市長、この点どうですか。

西川議長 市長。

山下市長 違法盛り土の件につきましては、岡本議員の方から、またほかの議員からも、あの山が崩れてきたらどうするねんということを知りながら再三再四指摘をされてきたわけでございます。西川議長とも県の方にお願いに行きながら、知事の方に、どうしてもこの山の管理等については、県の許可によるものですから、県の方が力を入れてこれをどうにかしていただきたいということで、お願いをしてまいりましたし、当初それに対する県の答えというのは、芳しいものではございませんでしたけれども、2年、3年行く中で道の駅をやるということで、市がその下の方を整備するというのであれば、一体的なものとして県も、市が手に入れた場合は、県が責任を持ってこの管理をできる状況をつくってほしい、市も一定の役割を果たして欲しいということになったわけでございます。

これと、全体事業、道の駅をさせていただく中で、建てていく面積のことについて、いろいろと国、県と協議をさせていただきながら、必要な面積のパーセンテージ等も含めて、ご相談をさせていただいたわけでございますけれども、こういうその公園も含めて活用できると、パーセンテージの中に入れていくことができるということでございますので、それを

活用させていただいているということでございますので、この道の駅に対して皆様が必要条件としてこの山の整備ということをおっしゃっていただいている、この部分の整備も含めて、事業としては違いますけれども、一体的な管理をして、安全な状況をつくり出していくという中で生み出させていただく、その面積の中で活用させていただこうというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

西川議長 岡本君。

岡本議員 市長おっしゃるのは、先ほど言いましたように、市長なり議長が県の方へ陳情してここまでやっていただいた、ということをおは感謝しています。私が聞いているのは、工事したらあかんとかいいとか聞いているのではなしに、私はもちろん、道の駅の事業はあります。しかし、盛り土部分は盛り土、別として市で購入されて、県の方で費用をかけていただいて、いわゆる危険個所の解消というふうにやっていく。それは私も感謝をしていますよ。

しかし、今の部長の話の中で、道の駅を入れて3万3,000平方メートルで事業をやっていきますよということをおは言うてきているわけです。道の駅約1万平方メートルのけて、2万2,000平方メートルの中で、公園も含めて加工場、直売所つくりますよとこう言うとするわけです。その中で、私は2%、建蔽率2%について聞いているわけです。その2%の建物を建てるために、盛り土部分も含めて面積を確保して、2%の建物を建てますよと言われるから、私はおかしいのと違うかと言うとするわけです。市長が説明していただいた、努力していただいたことについては、私は何も言うてませんよ。感謝もしていますよ。ただ、今言うとするように公園部分、公園部分の2%について、それを含まないと2%の建物建てへんと言うから、私は聞いとるわけです。

西川議長 市長。

山下市長 それも含めて、より有利な状況をつくり出していくのに、そのことを活用させていただいているということですから、何ら市民に対して虚偽を申しているわけでもないし、適法の範囲の中で国、県もそれを認めていただき、適用させていただくということでございますから、うそ偽りを申してきたわけでもないし、それをより有利に活用できる方法を模索して今、事業を進めさせていただいているというふうにおは思っております。

ただ、岡本議員の認識と違うのかもしれないけれども、市民のためにいろいろと有効活用できるようにという形で考えさせていただいて、進めさせていただいているというところでございます。

西川議長 岡本君。

岡本議員 私の言うてるのはね、市長、それやったら、当初からその3万3,000平方メートルという面積がはっきり出ているんですよ。それに今、市民の要望に応じて、これも利用させてもらったというんなら、最初からこの土地を購入してすべきと違いますか。今、競売で、千三百何万円で落としていただいた、この事業について私、何ら言うていませんよ。これは感謝しているということをおは言うてるんですよ。それと今のこの公園の2%と、その一緒くたにして、やってもろうたら、我々議員聞いとるように3万3,000平方メートル、18億円、この事業何ですの。それやったら、その2万何ぼに、2万か3万か知らんけども足して、5万平方

メートル、6万平方メートルの敷地に対して2%の建物を建てますよ、いうことを言うてるわけですよ。そやから私は、それはおかしいん違うんかということ言うてるわけですね。何も今市長が一生懸命やっていただいた山の件について、決して私は何も言うてませんよ。感謝も何遍も申し上げてまんがな。ところが、そんな手法をして、今までこんだけだった、それは公園で、公園事業で建物建つんか知らんけども、その2%に対して建てへんと言うたら失礼かわからへんけど、建つんだったらそんな盛り土も含めんはずやねん。そやから、私は何遍も聞いてまんねや。そんな初めから、委員会に言うてまへんがな。その今、私言うてるのは、盛り土部分とこの公園部分と事業が違いますやないかいと。それを私は言いまんねん。それ、部長、どうです。それ、盛り土部分のけて、2%建ちますんか。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 今までの議論の中で、それぞれ皆さん方に公表すべきことと公表すべきでないということがございます。これは、事業を進捗する中におきまして、その結果をもってご報告をさせていただきます、審議をしていただくという手法がございます。

特にこの道の駅のことに关しましては、やはりそれぞれ議員諸氏から意見をいただいておりますように、あの違法盛り土の土地についての崩落の危険性、これは道の駅の事業を進めるに当たりましては、やはり解決すべき問題であろうということで、水面下でいろいろな方法に取り組んでおりました。そのときに、このことを全て明らかにいたしまして、公園部分として皆さん方に披瀝したときに、そしたら、あの競売がスムーズな形で行われたかということに关しましては、昨年6月に第1回目のときに不落になったような状況の中で、今第2回目の挑戦をさせていただきます、それも水面下でやらせていただいたから、開発公社が買わせていただいたというふうなことでございます。

それも含めまして、皆さん方に今現在、あの活性化を図るための道の駅の事業がいかな規模で建築されるかということも踏まえまして、我々が意見を聴取した中で、当然その中には、その部分にかかわります、市民の森として活用いたします、あの崩落の用地につきましても、公園用地としての認識はそれぞれしておったわけでございます。

しかしながら、先ほど申しますように、有利な条件の中で手に入れるまでにつきましては、それぞれ手に入れますよという話はさせていただいたわけでございますが、あくまでもそれは市民の森、また公園として利用するためのことで、入札に参加をさせていただくということにつきましては、それぞれ、それぞれの所管の委員会でもその旨はお伝えしたわけでございまして、決して今申しましたように、説明は不十分であったかと思うわけでございますが、何分特殊な条件での土地の取得というふうなことでございましたので、その辺につきましては事後の報告になりまして、今現在2月6日に落札が決定させていただきまして、3月の20日でございます、それで所有権の確定ができるということで、今、見通しとしては、開発公社が手に入れることができたわけでございますが、確定するのはこの3月の20日ということでございますので、また、それぞれの委員会の中で十分ご理解をいただきながら、ご審議賜りたい、このように思っております。

以上でございます。

す。金額が大きいから、小さいからやなしに、やっぱりきちっと内部的に計画を立てて、で議会におろしていく。ある程度、計画して補助申請をしていく。計画をした、すぐに補助申請をする。私はこれはいかがなものかなというふうに思います。ですから、もう何ぼ言うても仕方ないから、終わりますけども、やっぱりこの事業、市長は進めると言うけども、やっぱりきちっともう一度基礎から見直して、やっぱりまずは凍結をして、最初からやり直すということできちっとやってもらいたい。もう時間もないんで、終わりますけども。それで終わるときです。

西川議長 市長。

山下市長 いろいろとご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。いろいろな見方がございますし、さすが、今まで副市長も務めてこられた方であるというふうに思いますけれども、しかし、クライガルテン、城のところにつくるんや、あそこに道の駅も直売所もつくるんや、計画性のない事業を進めてこられなかったわけでございます。一切、平成16年からその場所で計画だけをつくってこられて、進めてこられなかった事業でございますけれども、平成18年の山麓地域整備基本計画の中では、今現在進めていこうとしている場所で地域活性化産業を創出して、ゲートタワーまで建ててやっていこうという、きちっとした資料までそろえておられたわけでございますから、あの場所でやることについて、葛城市の計画の中にあった事業だと思います。

(発言する者あり)

山下市長 10億円と書いていましたけれども、あの中で5億3,000万円……。

(発言する者あり)

西川議長 不規則な発言はちょっと置いといて。

山下市長 ですから、いろいろな事業手法、いろいろな方法を使って、市民のために何かをやっていくというのは、恐らく考え方としては同じだと思います。先輩から見れば、まだまだ私、頼りないところもあろうかと思えますし、歯がゆいところもあろうかと思えますけれども、これは後輩からのお願いでございますけれども、先輩が今まで培ってこられたいろいろな経験、またいろいろな手法等について、私は一切先輩から引き継ぎは受けておりませんけれども、お力をかしていただけるのであれば、ご相談に乗っていただいたり、またご助言をいただけたらというふうに思っております。また、いろいろと、一からやり直していったらどうだということでございますけれども、今、きのうも発言をいたしましたように、多くの市民の皆さん方からご意見を頂戴して進めている事業でございます。ぜひとも力の限り、進めてまいるといふふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

西川議長 岡本君。

岡本議員 時間ないんで、終わろう思ったけども、そこまで言われりゃ、その平成16年合併して、山麓整備計画、手をつけてない。それ、人ごとのように言うたらあきまへんがな。何でつけられへんかった。まず市長おっしゃるように、耐震工事していく、学校施設やっていく、第二保育所、これも大事や、やっていく。そんな一遍に手つけられまへんがな。そういう人のことを言われるから、私は反発するわけですわ。何も行政経験がどうの、そんなこと私が言う

とんの違う。そやから、きちっと、事業をするんなら、議会にも諮り、きちっと議論をした上でやってくださいよということを私、言うとするわけですね。何も私に嫌味言わんなんことおまへんがな。そこらだけは、市長、注意して話ししてもらわんと、そんな人にかっかかっかさすようなこと言いなはん。もう時間ないさかい、終わりますけど。えらいすいません。終わります。

西川議長 これで、岡本吉司君の発言を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの一般質問、岡本議員の一般質問の中で、質問また答弁の中で不穏当な発言があった場合は、適当な措置をとらせていただきますので、ご了解をいただきたい、このように思います。

次に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は新市建設計画と財政計画についてであります。質問の詳細については、質問席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

西川議長 白石君。

白石議員 葛城市は本年10月1日に旧當麻町と旧新庄町が合併をしてちょうど10年を迎えます。合併時につくられた小・中学校の耐震補強や大規模改造工事、さらに尺土駅前広場整備事業、ごみ処理施設整備事業や国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業など、新市建設事業の事業費は157億円ございました。これが、この9年間で2度の見直しをされ、平成24年6月の変更では、学校給食センター及び新庄幼稚園等の建設事業が追加され、合併時より金額にして43億円、27%増の200億円に膨れ上がっています。ところが、その後もごみ処理施設整備事業や学校給食センター建設事業など設計変更や造成費等の増嵩により、更に事業費が膨らむ見込みであります。そこでお伺いをいたします。新市建設事業の主要な事業の事業費の増減の推移について説明を求めるものであります。

西川議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 おはようございます。企画部の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新市建設計画の事業費の推移につきましてご答弁させていただきます。

合併いたしましてから9年が経過しようとしており、10年間とした新市建設計画の事業の期限である平成27年3月まで、残すところ1年となったところでございます。この新市建設計画事業はおっしゃられますように、平成17年度当初、全体事業費を157億6,400万円での予定で開始させていただき、その後個々の事業費の精査や学校給食センター建設事業、幼稚園の整備事業の追加などで、平成24年6月議会では、全体事業費はおおよそ200億2,000万円の

見込みであると報告させていただいたところでございます。現時点で、これまでおのおの事業の進展や今後の見込みを集約いたしましたところ、全体事業費はその後の事業進捗や東日本大震災の影響による設計単価の上昇などから、現在のところ、若干の上昇が見込まれまして、おおよそ206億円であると予定しているところでございます。

この事業費から見ました平成25年度末での進捗率は約55%と見込んでいるところでございます。また、現在、事業施行中の今後の完了見込みでございますが、ごみ処理施設整備事業、地域活性化事業、国鉄・坊城線整備事業や尺土駅前広場整備事業で、平成26年度中の完了が難しいことが認められ、これらの事業費は現在のところ、平成24年6月議会でご報告申し上げました予定額で進めているところでございますが、事業完了までには、平成26年度以降におおむね2年から3年の期間延長が必要であると考えているところでございます。

ご存じのとおり、東日本大震災を契機といたしまして、旧合併特例法の一部が改正され、合併特例債の最大5年間の延長が認められているところでございます。今後は、事業の内容や今後の進捗予定などから改めて事業費の精査を行い、財政計画とあわせて12月議会でのその案をお示しさせていただき、皆様にご審議いただくことをめどといたしまして、この新市建設計画の延長の作業に入っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 吉村部長からご答弁をいただきました。その後の事業進捗や東日本大震災の影響による設計単価の上昇などにより、全体事業費はおおよそ206億円に上昇し、平成24年6月の変更時の200億円から6億円程度の増加を予定をしているということでもあります。

変更後の事業の進捗の中で、ごみ処理施設整備事業は、自然公園法の規制により既存の建物の投影面積の1倍しか認められないこととなり、地下に主要な設備が設置されることによる設計変更が余儀なくされています。このことによる事業費は定かではありませんけれども、数億円の増加が予想されるところであります。また、学校給食センター建設事業についても、造成費等の増加により、2億円を超える事業費の増加が予測をされているところであります。合併特例債の延伸により、新市の建設計画の見直しをするということで、今後改めて事業費の精査を行い、財政計画とあわせて12月議会でのその案をお示しをするということでもありますけれども、私は今、2点について示しましたけれども、これらの費用、いわゆる部長が答弁したその後の進捗状況や、東日本大震災の影響による設計単価の上昇など申しましたが、この中に、6億円、ごみ処理施設の整備事業の地下化、あるいは学校給食センターの建設事業における造成費等の増加分が含まれているのかどうか確認をしておきたい、このように思います。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 ただいまのご質問の6億円の上昇の中には、現在見込まれておりません。現在のところ、平成24年6月でお示しした予定の額で進めているというところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 ありがとうございます。ごみ処理施設の整備事業、あるいは学校給食センターの建設事業に係る費用の増嵩分については、見込まれていないということでもあります。ということになれば、206億円プラス更に事業費がふえるということになると思います。

次に進んでまいりたいというふうに思います。

さて、主要な事業でいいというふうには思いますけれども、新市の建設事業の実施に伴う合併特例債及び通常債等の状況、あるいは地方債残高について説明を求めておきたい、このように思います。

西川議長 山本総務部長。

山本総務部長 失礼します。総務部の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの白石議員からのご質問にお答えいたします。地方債の残高の推移でございますが、合併直後の平成17年度末では、普通会計ベースで120億7,300万円余り。その後、市内各小中学校校舎の地震補強改修事業、新庄幼稚園改築事業、磐城第二保育所整備事業、学校給食センター建設事業、地域活性化事業、ごみ処理施設整備事業、国鉄・坊城線整備事業、尺土駅前広場整備事業などの新市建設計画事業を進めてきておるわけでございます。

この中で既発債の完済、また繰り上げ償還など公債費対策も講じて、平成24年度末におきましては、残高は119億600万円余りとなっておりますところでございます。この7年度間で起債残高は、1億6,700万円の減となったわけでございますが、その中身につきましては、大きく変わったわけでございます。平成17年度では、合併特例債の残高は2億8,300万円余り。また臨時財政対策債で27億5,700万円余り。その他の起債残高として、90億3,300万円余りとなっておりますわけでございます。

いわゆる交付税算入率が100%であります臨時財政対策債や、70%もある合併特例債など、交付税算入の高い起債の占める割合が起債残高全体の3分の1余りしか占めておらなかったものが、7年後の平成24年度末におきましては、合併特例債の残高は27億9,500万円余り、また臨時財政対策債で61億4,800万円余り、その他の起債残高といたしまして29億6,200万円余りとなっており、交付税算入の高い臨時財政対策債や合併特例債の残高に占める割合、何と3分の1から約80%を占める内容に変わってきたということでございます。起債残高は減り、なおその上、借り入れ返済に係ります一般財源の持ち出しも少額で済む残債内容に変わってきたというのが現状でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 山本部長の方からも詳細なご答弁をいただきました。その答弁を要約してみますと、地方債残高については、1億6,700万円減っていると、しかもこの交付税算入される有利な起債の残高が8割を占めると、こういうご答弁でありました。このことを改めて確認をしておきながら、次に進んでまいりたい、このように思います。

合併特例債並びに通常債に係ることでもありますけれども、変更後の新市財政計画以降から平成26年3月現在までに、新たに発行した合併特例債及び通常債の、新たに発行したではなくて発行予定になっているそれぞれの額について、今、わかるでしょうか。変更後の新市の

建設計画以降から平成26年3月今日までに合併特例債及び通常債の発行予定、今後発行していく額について、どうなるか。平成24年6月の時点では、合併特例債の発行予定が98億9,000万円、通常債の予定が11億5,000万円でありました。あわせて110億4,000万円の発行が予定をされていたわけではありますが、現在は、どのような予定になっているか、お伺いをしておきたいと思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 ただいまの、財政計画お示し以降の合併特例債の流れについて、ご説明申し上げます。

平成24年度につきましては、予算ベースで財政計画をつくっておりましたので、平成24年度、過年度については決算ベースで申し上げますと、平成24年度末で、合併特例債の額、27億4,470万円となっております。また、平成25年度につきましては、今3月補正を反映した中での合併特例債の借り入れ予定額でございます。これは、平成24年度から平成25年度への繰越しも含めまして、平成25年度末といたしましては、現在のところ69億3,000万円余りと見ておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 通告の議論の中で明確にしていなかったわけですから、答弁としてはやむを得ない、このように思いますけれども、先ほどの事業費そのものが200億円から206億円に膨れ上がる。こういうことからしても、当然その増嵩分については、やはり合併特例債あるいは合併特例債が限度ということになれば、通常債を借り入れをするということになるというふうに考えますので、平成24年6月変更時の新市の建設事業計画の合併特例債、通常債合わせて110億4,000万円は、私は、増額せざるを得ないのではないかと、このように思っております。その点はいかがでしょうか。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問でございますが、各事業の進捗状況、またその後の経緯等々、ご指摘いただいております労務単価の上昇等々もあわせて中で、今年度中にその見直しをされる現状でございますので、額的に現在幾らとか、その辺のところは今もお示しすることはできないわけでございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

西川議長 白石君。

白石議員 山本部長からご答弁がありました。当然のことだというふうに思います。しかし、私が今後懸念すべきことは、先ほど来申し上げましたけれども、ごみ処理施設の整備事業が地下構造となり、やはり数億円単位でこの事業費がふえてくる。あるいは学校給食センターの建設事業も、造成費等の増嵩によって2億円以上の事業費の増嵩が予測される。こういう状況になっているわけで、そういう点から、やはり先ほど来部長から答弁がありましたけれども、交付税対応ですね、起債の比率が高くなっている状況という形で、いい面でのご答弁がありましたけれども、それは基本的には変わらないと思いますけれども、現状からすれば、更に合併特例債並びに通常債等の増嵩が見込まれる。これについては、平成26年12月の議会に、新しい新市の建設事業計画としてご提案されるということですので、改めてそのときに

議論をしていきたい、このように思います。

次に、新市の財政計画について、この間出された計画についての評価についてお伺いをいたします。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 財政計画の評価ということで、ご質問いただいたわけでございます。合併前に作成されました新市建設計画につきましては、平成17年度から平成26年度までの10カ年度間の財政計画であったわけでございます。合併後に実施していく新市建設計画事業を初めとする合併協定に基づいたハード面またソフト面での経費、その当時に見込まれる国の各種制度や経済状況などなど、財政を取り巻く諸条件を整理いたしましたもとに、県の方とも十分協議を経た中で作成されたものでございます。計画上は毎年基金の積み立てが見込めることとなっておったわけでございますが、ご承知いただいておりますように基金は積み立てられず、取り崩すスタートとなつてわけでございます。

この大きな要因につきましては、平成16年度から平成18年度までに実施されました国の大きな構造改革、すなわち税源移譲、国庫補助負担金の改革また地方交付税改革といった三位一体の改革によるものでございまして、このことにより小さな自治体になればなるほど、また依存財源に頼る自治体になればなるほど、国の施策1つで大きく揺さぶられる実態、財政運営の厳しさを認識しているところでございます。

また、その後財政計画につきましては、これまで平成23年3月、同年12月、そして平成24年6月と、3回にわたって見直しを行ってまいりました。いずれも、新市建設計画の見直しに基づく変更に加え、国の法律改正や制度改正など、財政を取り巻く諸要因の影響を含めあわせた中で、その見直しを行ってきたわけでございます。

現在、本市の財政計画といたしましては、平成24年6月にお示しさせていただいたものでございまして、その年度的な条件は、平成23年度におきましては、年度末の現形予算ベース、また平成24年度におきましては、当初予算ベースで計上しておるわけでございます。既に平成23年度、平成24年度の両年につきましては、決算が確定いたしました過年度となつておるわけでございます。

この両過年度を決算ベースに置きかえますと、現在の平成24年度の基金残高は42億2,800万円となつておりまして、財政計画上で見えておりました平成24年度の基金残高34億3,700万円と比較いたしますと、財政計画上よりも約8億円の増となり、喜ばしい財政状況となつておるところでございます。

これらに至れた大きな要因といたしましては、交付税上で1兆円規模の地域経済基盤強化対策費などの別枠加算を初め、きめ細やかな交付金や、住民生活に光を注ぐ交付金などの、経年的に創設されてきました地域活性化の臨時交付金、また緊急雇用の創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業など、うまく活用できたとともに、起債面でも合併特例債よりもより有利な緊急防災減災事業債に組みかえるなど、国の臨時的な施策や、政権交代により創設された施策などを素早く、そしてうまく活用することができ、一般財源の持ち出しを極力抑えられたもとに、多くの事業を進めさせてもらってきたことが大きなものと認識いたしておる

ところでございます。

本来、財政計画とは、将来にわたる財政の姿や運営上の課題を明らかにして、財政運営の健全性を明らかにするための指針であるものと考えるものでございまして、その時々や国や地方の流れ、また方向を的確につかみ、財政計画と照らし合わせた中で柔軟的に対応を行うなど、よりよい財政運営を行っていくために活用いたすものと認識いたしておるところでございます。

ただし、長期的な視点における財政計画になればなるほど、景気に伴う影響などは言うまでもございせんが、法律や制度の改正、また政権交代などに伴う国の方針、諸施策などなどにより、後年での見込み額が大きく変わってくることも現実でございます。こういったことにより、常々変わっていく国の施策や制度の変更などを盛り込んで、見直しをかけながら使用することにより、その評価が得られるものと認識いたしておるところでございます。

現在の財政計画を作成させていただいた時期以降の国の流れといたしましては、先ほど来申されておりますように、平成24年6月には、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が公布なされ、合併した市町村が発行できる合併特例債の発行期間を、被災地以外の合併市町村につきましては、5年延長の15年と改正されたわけでございます。現在の財政計画上の合併特例債の活用期限は、平成26年度までと位置づけているところでございまして、本改正に伴い、合併特例債の発行期間につきましては、葛城市の場合、平成31年度までが発行可能となっているところでございます。

また、平成25年10月には、経済状況の伸びについて確認された中で、政府におかれましては、消費税率の引き上げにつきまして閣議決定がなされたところでございます。これによりまして、平成26年4月から現行の5%から8%への引き上げが確定され、さらに、平成27年10月からは8%から10%へ引き上げが見込まれるところでございます。歳入歳出の影響見込みに当たりまして、依存財源としての地方消費税交付金や地方交付税、また自主財源としての使用料や公共料金等々の見直しにつきましても考慮した中で、今後それらの影響額をどのように見込んでいくのか精査、検討を重ねていく必要があるものと考えております。

また、合併団体の多くが、平成27年度から平成28年度にかけて、交付税の合併算定替の縮減期間が始まるピークを迎えるに当たりまして、昨年8月には合併市の多くが連携をとり合った中で、合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会が設立され、都道府県の支援も受けながら、国への新たな財政的支援を求める行動がなされているところでございます。加えて、国会議員におかれましては合併算定替、算定終了後の新たな財政措置を実現する議員連盟が発足され、国への働きかけをされているところでございまして、これら要請行動を受けて総務省に置かしましては、現在、支所に要する経費や人口密度等による需用の割増しなどの項目につきまして、単位費用面等での反映をされていくなど、交付税上での措置内容が検討されているところでございます。

また、このような大きな国の流れに加えて、地方の流れといたしましては、広域化といった面で、奈良県広域消防組合がこの4月に設立されることとなり、今後の負担面での影響、また国民健康保険の広域化問題、さらに人件費面では、再任用制度に伴う今後の採用計画の

策定や、各特別会計への繰出金のあり方など、さまざまな影響が予測されるところでございます。

平成24年6月からわずか2年足らずでこのように大きく国の制度などが変更となってきたのが現状でございます、これら内容を盛り込んだ中での財政計画の見直しを認識いたしておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長から新市の財政計画について、合併前の計画並びに平成24年6月の、変更後の財政計画についての評価、あるいは分析についてお答えをいただきました。私もこの点については、議会あるいは委員会において、新市の建設事業とあわせて新市の財政計画を見直すべきだという形で、合併前の計画あるいは変更後の計画についても、提起をしてみました。それは、先ほど来部長が答弁されたように、国の財政計画や経済対策によって、地方自治体の財政が大きく左右されてきた、こういうことがあったからであります。この点をもう少し突っ込んでお話をしてみたい、このように思います。

合併前の新市の財政計画については、10年間で157億円の事業計画を完遂をし、そしてなおかつ、この39億円余りの財政調整基金の積み立てができると、こういうことであります。しかし、結果は全く真逆の状況になってきた。これは部長が答弁あったように、大きくは小泉内閣の、平成16年度からの三位一体改革による地方交付税の削減が影響をされているところであります。私は、資料をまとめてみましたけれども、平成12年でありますから、平成12年は合併しておりません。旧當麻町、旧新庄町のこの交付税を計算してみますと、47億8,000万円ありました。平成13年は、地方交付税が41億7,000万円。臨時財政対策債が2億1,000万円、合わせて43億8,000万円でありました。

このように合併前の交付税は、43億円から47億円という交付税が交付をされてきた、こういう経過がございます。ところが、三位一体改革によってどのようになってきたかといいますと、これは普通交付税と臨時財政対策債を加えたものでありますけれども、平成16年で36億円、平成17年で35億円、平成18年で32億9,000万円であります。これは小泉改革によって、平成16年には地方交付税が前年比1兆1,000億円余り減らされた。さらに、臨時財政対策債も4,000億円減らされる。こういうことになってきたわけであります。そのことによって、平成16年、平成17年、平成18年と、交付税と臨時財政対策債の額は大きく減らされてきたわけであります。どの程度減らされているかといえば、先ほど43億円から47億円と言いました。その小泉改革によって減らされた金額を見てみますと、平成16年が36億円、平成17年が35億円、平成18年が32億円、平成19年が33億円、平成20年が34億円でありますから、33億円から最大で14億円、最小で13億円減らされているわけであります。

これでは到底予算編成が困難になり、これまで蓄えてきた財政調整基金を取り崩さなければ予算が組めない、こういう状況に全国の市町村が陥ったのであります。これが、新市の合併前の新市財政計画の内容であります。

ではその後、平成21年以降どうなってきたか、こういいますと、麻生さんが平成21年に首

相になって、これでは大変だということで交付税の1兆円の増額、臨時財政対策債を前年比2兆3,000億円の増額。合わせて2兆7,000億円の増額をして、地方財政の危機を乗り越える、こういう手だてをとったわけであります。その上に、地域雇用創出推進事業費等5,000億円、あるいは地域活性化公共投資臨時交付金等1兆3,700億円、これらを投入して景気対策とあわせて地方財政に対するてこ入れを行ってきた。その後、民主党の鳩山政権、菅内閣も同様に麻生政権の財政対策や経済対策を引き継いで、地方に対する支援を行ってきた。

その結果どうなったかといいますと、平成21年、本当に予算が組めるのかという時期がありました。それが決算ベースで39億2,600万円余りの交付税、臨時財政対策債が入っておりますし、何と平成22年には、46億5,000万円。平成23年には47億3,500万円。まさに合併前の水準に回復をしてきているということであります。これを見ても、地方財政が国の財政政策や経済対策によって、地方交付税が減らされたり、補助金が減らされたりすることによって大きく計画が狂わされてきたということが明白であるわけであります。このことをお話をしておいて、次に進んでまいりたい、このように思うわけであります。

先ほど、合併特例債及び通常債等地方残高に関する質問をいたしました。その答弁の中で、平成24年度末の地方残高は119億6,000万円余り。その内訳は、合併特例債の残高は27億9,500万円。臨時財政対策債が61億4,800万円。その他の起債残高は29億6,200万円余り。交付税算入の高い臨時財政対策債や合併特例債の残高は、全体に占める割合は何と80%を占める内容に変わってきた。借入れ返済に係る一般財源の持ち出しも、少額で済む残債内容に変わってきたとの答弁がありましたし、まさに喜ばしい財政状況となっている、こういう評価、答弁でございました。これはこれとして、その時々の評価として、私は正しいというふうに思うわけでありますけども、このような認識であっていいのかという点について、議論を進めていきたいというふうに思います。

それは、好ましい財政状況を維持されているという変更後の財政計画の中身についてまず触れておきたい、このように思います。変更後の新市財政計画における普通建設事業費、並びに財政調整基金等の評価についてまずお伺いしたい、このように思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 平成27年度以降の普通建設事業費の推移でございます。この分につきましては、平成26年度まで10年間、これは各市内、各小中学校の校舎の地震補強改修事業、また、先ほど来申しております新庄幼稚園の改築事業、磐城第二保育所の整備事業、また学校給食センターの建設事業、地域活性化事業、ごみ処理の施設整備事業、国鉄・坊城線の整備事業、尺土駅前広場の整備事業など新市建設計画事業、経費にいたしまして、約200億円を合併後10年間で盛り込んでおきまして、ライフラインを初めとするこれらの主要な投資的的事业については、計画上平成26年度で全て整備完了することによりまして、後年度におきましては、経常的な投資経費となっておりますところでございます。

また、財政調整基金を初めといたします積立基金についてでございますが、こちらにつきましては、平成16年度の合併年度末で36億円台ありました基金については、三位一体改革の影響等を色濃く受けた中で、一時平成20年度末では、18億円台まで減少したものの、その後

国の施策等うまく活用できたこともございまして、平成24年度末では、42億円台までと、財政計画上見ておったよりも上回った喜ばしい状況となっておりますのでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長の方からご答弁をいただきました。普通建設事業については、主要な事業が平成26年度で全て完了することにより、経常的な投資的経費となっているとこういう答弁がありました。財政計画を見ても、その通常的な投資的経費がどうなっているかといいますと、平成27年度、4億9,700万円、平成28年度は7億4,000万円、平成29年度は4億1,800万円、平成32年度では3億7,400万円、こういう額になっています。

私は市町村要覧の実績を見てまいりましたが、これは補助事業等を含まない単独事業の、葛城市の実績であります。単独事業です。この実績を見ても、平成17年度では11億3,500万円、平成18年度では13億5,800万円、平成19年度が11億7,000万円、一番低い平成21年度で8億7,500万円になっています。これは、単独事業です。ところが、今ご紹介したように、変更後の財政計画では、普通建設事業については経常的な投資的経費になっているということで、少ないところで3億円台、こういうことになっているわけでありまして。これは原課、事業課あるいは教育委員会等はどのような経常的な投資的経費を見込んだのか、その辺はわかりませんが、大きな乖離があるということです。この点も、新市の建設事業計画並びに財政計画を見直す上で、ぜひちゃんとした数字を示していただきたい、このように思います。

さらに財政調整基金の問題です。平成27年から基金の繰り入れと取り崩しが逆転をし、2億円の取り崩しになっていると、こういうことになっています。これはこのとおりはならないにしても、どうしてこうなるかという、これは合併特例債並びに通常債のその年の償還が大きくなってきているということでもあります。

計画を見ても、平成26年度の公債費は13億円、平成27年度が16億円、平成28年度からは19億円、平成29年度が20億円、こういうことで20億円程度の公債費の額になってきている。当然、通常の年の7億円、8億円ふえてきているわけでありまして、この財源を確保するという点で財政調整基金が取り崩されてきている、こういうことになっているわけでもあります。

この財政計画そのものは、国の三位一体改革による財政危機から立ち直り、非常に潤沢な資金の供給によって財政が盛り返して喜ばしい状況になってきている、という中での計画の変更であった。平成24年6月であります。

しかし、私はそこで、この間地方財政が何度か財政危機に陥ってきた、その原因はどこにあるのか。もちろん自治体そのものが無駄や浪費、こういう事業をやって困難に陥ったというところもあります。夕張がその例かも知れません。しかし、多くは国の財政政策、経済対策によって困難に陥っている。その第一が、私が記憶している限りでは、地方財政計画の中に取り込まれてきた、1980年代後半から計上されてきた地方単独事業であります。この地方単独事業というのは、まさに有利な借金であります。充当率が、当初は70%から75%、その

償還額の40%、50%を後年度の交付税で措置をする、こういうものであります。政府はこの間日米構造協議の中で、世界の経済、日本の経済を立て直す、引っ張っていく、こういう形で10年間で430兆円の公共投資基本計画をつくった。さらに、92年には、村山内閣のときに12年間で630兆円の公共投資基本計画をつくり、年間公共事業に50兆円、こういうことがやられた。それを実行するために、地方に対しても地方単独事業という形で有利な起債をつくることによって事業を推進した。ピークでは、21兆円に及ぶ地方単独事業を確保したということでもあります。

しかし、当然地方自治体はそれだけの力量がないですから、未執行がどんどん出てきたということでもあります。しかし、有利な起債だから、これは借りて事業をせな損だという形で都道府県初め市町村、乗っかっていって、結局は公債費の償還に詰まって、財政状況が大きく悪化した。これが第一の教訓であります。

第二の教訓は、先ほど来申しました小泉内閣の三位一体改革であります。これは本当に地方自治体の財政に激震を与え、青息吐息になったわけであります。ところが、麻生内閣以降の計画によってどうなったかといいますと、これまで41年間実質収支が赤字であった御所市が、平成23年度の決算において実質収支黒字に転換をした。あるいは奈良県全ての市町村が実質収支黒字に転換をする、こういうことになってきたわけであります。

ここから学ぶべき教訓というのは、やはり国の施策によって、有利な借金として地方単独事業や合併特例債初め、確かに起債の償還の中にそういう割合が80%を超える、これはこれで悪くはないし、それを活用するのもこれはいい。しかしやはり考えなければならないのは、それだけではだめだということでもあります。

麻生さんが去年の予算編成や予算のときの演説の中でどういうことを言っているか。いつまでも財政出動を続けるわけにはいかない。日本の財政に対する信頼を確保していくことも重要だ、こう言っているんです。何でこう言っているかということ、ご承知のように、今、日本はいわゆる基礎的財政収支、プライマリーバランスといいますけども、国際公約として2015年には2010年度の半分にするというてるんです。そして2020年には、赤字幅を黒字に転換をする、こう言っているんです。今、安倍首相はアベノミクス、これを成功させないかん。消費税で負担がふえ、景気が低迷する、避けなきゃならんという形で大きな補正予算を組んでやっています。起債の状況は、国債の状況は50兆円を超える。大体通常30兆円程度でありますけど。こういう状況になってきている。こんな中で、これ、麻生さんが言っているのがちょっと当たっていると思うんですが、こんなことは続けられない。必ずこれはまた地方財政を圧迫するような施策がとられるということは、もう目に見えている。

だから、国の政策や財政政策や経済対策を素早くとらえて、財政の転換、あるいは財政計画の転換では、私は間に合わないと思う。やはり、何よりも今やるべきことは、新市の建設事業計画を大幅に圧縮をすること。有利といえども合併特例債縮減をする。通常債はもちろんのこと。そのことによって公債費を減らして、やはり市民のサービスを低下させない。実際の役割である住民福祉の増進を図る。そのやはり計画を立てるべきであるし、また、行財政改革を本当に改めて真剣に取り組んでいく必要がある。私は、このように思うわけであり

ますし、私は30年の議員生活の中で、そういうことが今までにあった。このことを本当に財政計画の趣旨、部長が言われました、そのとおりだ、私、本当に納得をしたわけでありませうけれども、どう部長がお答えになっているか。財政計画とは将来にわたる財政の姿や運営上の問題を明らかにして、財政運営の健全性を明らかにするための指針であると考えている。こう言っています。

しかし、その時々々の国や地方の流れ、方向を的確につかみ、財政計画と照らし合わせた中で、柔軟に対応していくということがあるんで、やはりこれでは間に合わない、対応できないということが起こり得るということなんです。やはり、将来にわたる財政の姿、運営の問題点を明らかにして、将来の財政運営の健全性を確保する。このためにやはり財政当局はもちろんのこと、理事者は取り組むべきというふうに思います。

残された質問時間はあと2分ですね。だいぶ飛びましたけれども、財政当局というよりは、理事者からのご答弁を2分間にまとめていただいて最後にしたいと、このように思います。

西川議長 市長。

山下市長 いろいろとご心配をいただいております。その時々々の国の施策をとらえているのであれば、遅くなるのではないのかというご心配もいただいております。自民党政権、三位一体の改革、その後麻生政権のときの対応、また民主党になってからコンクリートから人へ、その後自民党が公共事業へと振りかわっていった。その時々によって予算の組み方、財政の組み方、財源の確保の仕方というのはもう180度違うというふうに私は考えております。今は地方交付税の特別会計を絞ってこようとしている。逆に公共投資の方にシフトして、公共需要を喚起していくという政策にかわっているというふうに思っております。

いろいろと新市建設計画の中でどうしてもやらなければならない仕事、将来的にわたってクリーンセンターであるとか、そういうものは必ず必要であるわけですから、どうしても前倒しで今有利な時期にやっておかなければならないもの、また、投資、葛城市民のためにインフラの整備をしておかなければならない事業等しっかりと分けて、なぜ今やらなければならないのか、これをやることによってどうよくしていくのかということ、また財源の確保、それをどうやって返済をしていくのか、こういうものは返済の年次をどうやって、事業計画自身も国や県と協議をしていきながら、年度を少しでも延ばしながらやるとか、いろいろと工夫をして、葛城市民に納得をいただき、将来の負担が少なくなるような工夫をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

もちろんご指摘をいただいていることも十分に勘案をして、財政計画を立てていけるように努力をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

西川議長 一言どうぞ。白石君。

白石議員 市長から最後にご答弁をいただきました。議長のお許しを得て、一言申し述べておきたい、このように思います。本当にこの地方自治体の財政というのは、国の政策によって大海の木の葉のような状況に置かれてきた。そういう歴史がある。このことをやはりきちっと押さえていただきたい。葛城市は幸いにして、旧新庄町、旧當麻町の先人の方々が、市の財政基盤

の強化に工場誘致や優良な住宅を誘致する等々、インフラ整備を積極的に行うなどやられてきたわけであります。そういう先人が築いてきた財政基盤を更に強化をするとともに、やはり国の政策によって左右されない健全な財政を確保するということにご留意をいただきたいということを重ねて要望して、終わっておきたい。ありがとうございました。

西川議長 これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは私の一般質問を始めさせていただきます。内容につきましては、お手持ちの通り3点でございます。1点目が、今年度で終了いたします小中学校等の耐震工事について。2点目が、指定管理施設の実績等の推移について。指定管理者制度、ウェルネス新庄等が有名でございますけども、これがちょうど10年前の3月にオープンしております。そういったことも含めましてお聞きをしてみたいです。3点目は、新しい（仮称）新道の駅の、私は事業の手法と、事業主体とかの方面から質問をさせていただきたいとこのように思っております。

いつも私は何かを提案するというんですか、こうしたらどうでしょうかとかいうような一般質問をよくさせてもらってますけども、今回は合併して10年目を迎える意味から、ちょっと振り返った質問内容になるかと思えます。お答えもしやすいだろうかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。内容については、質問席よりさせていただきます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、今年度で小中学校の耐震化が100%達成したということです。合併以降、葛城市、何人かの議員、また答弁の中にありましたように、小中学校の耐震化に力を入れてきて、いわゆる新市建設計画の中でも順当に進んでまいりました。しかし、私が質問をさせていただこうというのは、この間、文部科学省、いわゆる文科省の耐震工事に関する指針というんですか、いわゆる東日本大震災等もございました。何か早くしろ、早くしなさいというような考え方にに基づき、国の、文科省の考え方というのは、そのときそのときによって変わってきたように思えます。また、そのとおりであります。文科省のその考え方がどのように変わって、葛城市というものがどのように対応してきたか。まず1点目、そこからお尋ねをいたします。

西川議長 田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの藤井本議員のご質問でございます。まず文部科学省の耐震基準の考え方についてお答えをいたします。建造物の耐震につきましては、平成7年に施行されました建造物耐震改修に関する法律、これは耐震改修促進法と申しますが、これによりまして、現在の耐震

基準、これは昭和56年以前でございますが、これの以前に建築された建築物につきまして、耐震診断及び耐震改修に努めることが求められており、文部科学省におきましても、耐震診断の対象建物を昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建築物で、2階以上または200平方メートルを超えるもの、木造以外、とされております。

また、国土交通省におきましては、耐震改修を実施する基準について、建築物の耐震性能を判断するために数値、いわゆる構造耐震指標、いわゆるI s値でございますが、この数値を用いておりますが、その数値が0.6以下の建築物が対象となりますが、文部科学省におきましては、公立学校施設につきまして、学校等としての用途や地震の被害状況結果を考慮して、耐震改修の目安のI s値を0.7以下に引き上げております。また、文部科学省から平成18年に、公立の義務教育諸学校の整備に関する施設整備基本方針が定められ、地方公共団体の創意工夫を生かしながら、公立の義務教育諸学校等施設の整備について、より効率的に耐震化を進めることが必要であるとされております。

また、葛城市の実績でございますが、葛城市におきましても、合併以前の平成12年から平成15年に小中学校の耐震診断と耐力度調査を行い、文部科学省の構造耐震指標でありますI s値0.7以下の校舎と屋内体育館について、平成13年度より耐震改修工事と大規模改造工事を実施し、平成25年9月に忍海小学校校舎と白鳳中学校の屋内体育館の耐震工事を終了し、小中学校の耐震化率が100%になりました。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 続いて、今年度で100%を迎えたということの説明があったわけですが、耐震工事の中には、建替えと補強工事で済ましている、どこを今走っていても学校、V字というんですか、補強工事が終わってるなど、こういうふうなものをよく目にするわけですが、耐震の建替え、いわゆる解体して新しく建てるというものと、補強の考え方、どういうふうに区分、分けられたかということについてお尋ねいたします。

西川議長 田中部長。

田中教育部長 ただいまの補強工事と建替工事の本市の考え方についてということでご質問でございます。

文部科学省の耐震事業につきましては、改築または耐震補強がございますが、その選択につきましては、どちらを選ぶかは、地方公共団体が、個々の耐震性能や耐用年数、当該建物に対する関係者のニーズ、事業に要する経費等を総合的に勘案して決定する必要があるとされております。ただし、耐震性能が著しく低い場合、コンクリート強度が著しく低い場合、極端に多くの補強部材が必要であったり、施工が極めて困難な場合、耐震補強により著しく教育環境を悪化させる場合などにおきましては、改築を選択することが望ましいとなっております。

葛城市におきましては、文部科学省の基準に従いまして、平成12年から平成15年度に耐震診断と耐力度調査を実施しました結果、新庄小学校の南棟と忍海小学校北棟、新庄中学校の南棟、北棟が改築の基準値でございます5,000点以下、これは平成20年度から4,500点以下に

なっておりますが、この数値の結果が出たために、新庄小学校の南棟は平成16年度に実施設計をして、平成17年度に工事を行いまして、忍海小学校北校舎は平成18年に実施設計をしまして、平成19年度、平成20年度に改築工事を実施いたしました。

しかし、新庄中学校の改築につきましては、平成20年に実施設計をしましたが、平成18年の公立の義務教育諸学校等施設整備に関する施設整備基本方針と、平成20年6月11日の衆議院文部科学委員会委員長提案によります地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が可決成立しまして、文部科学省からの通知で、改築については、コンクリート強度の問題等やむを得ない事情により補強で対応を図れないものに限るものとし、補強工事に変更してもよいことになりました。よって、新庄中学校は改築工事から補強工事に変更となることによりまして、生徒の教育環境、仮校舎、仮設の校舎の利用等がございますが、こういった教育環境の負担を最小限に抑えることができまして、工事期間の短縮や工事費用につきましても、改築より安価に整備できるものと考え、有利なかさ上げによる補助率になっている法期限内、これは平成20年度から平成22年度でございますが、この間に工事を実施することにより市の財政負担につきましても有利になるため、改築工事の再度検討を行いまして、その結果、耐震工事に変更しまして、平成21年度と平成22年度に耐震改修大規模改造工事を実施したものでございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今の話を聞いていると、国の基準というものが変わってきて、新庄中学校が一番わかりやすいわけですけども、当初新庄中学校は改築をしなければならぬというふうに進んでいたわけですけども、文科省、いわゆる国の方の考え方が変わって、補強でもいけるよということで補強に変わったと、こういうご答弁をいただいたであろうかというふうに思います。

その次にお聞きしたいのは、今建替えと補強についてお話をお聞きしました。今、葛城市は100%をこの平成25年度で迎えているわけですけども、合併特例債を活用して小中学校の耐震化工事というのは早くから取り組まれた。早いもんやと、こういうふうに思ったわけですけども、奈良県全体を見てみますと、1年前の平成25年4月1日現在で、既に耐震化100%となっている市町村というのは、奈良県、今、21市町村がもう既に去年の4月1日で100%になっていると。いわゆる葛城市、早いもんや、早いもんやと思っていましたけども、耐震化だけを見たら、耐震化工事だけを見ると、そうではなかった。中間の位置にある。

これは、葛城市の場合、丁寧に大規模改造もやっていますので、何も順調に葛城市は葛城市として進めてこられた、こういうことはわかるんですけども、そしたら、そのほかの市、葛城市は合併特例債があったのに、ほかの市がなぜそんな早くできたんかと、こういうことになってきますと、今もちょっと答弁の中に入りましたけども、合併特例債よりも有利な起債の方法、また補助金も非常にかさ上げされたというか、割合が上がった、こういうことになるかと思えます。合併特例債を、ちょっと例え方が下手かわからないですけども、合併特例債を急行だとしたら、葛城市は急行で来ましたが、それ以降は特急のような何かいい、もっと有利な起債の方法ができたということで、各市町村が追い越してしまった。この

ように、この耐震化の工事だけを見たら、こう見えるんですけども、葛城市、我々は合併特例債を使って耐震化工事を進めてきたと思っておりますが、今言ってる合併特例債よりも有利な起債の方法を使ってやられた額、いわゆる合併特例債を使わず、かえたというんですか、これは今幾らあるのか教えていただきたいと思えます。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育施設関係の地震補強改修関係事業に係ります起債の組替でございます。合併特例債より、より有利な、ただいまおっしゃった緊急防災減災事業債に組替いたしました。その緊急防災減災事業債の額について申し上げます。なお、申し上げます額でございますが、過年度となっております平成24年度は決算額、また平成25年度につきましては、決算見込みでとられました借入れ予定額となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

まず平成24年度では、2事業ございました。新庄小学校北中棟の地震補強改修事業で1億1,030万円。また、磐城小学校屋内運動場トイレ棟の地震補強改修事業で7,040万円。また、平成25年度では3事業ございます。これらにつきましては、平成24年度からの繰越し事業でございます。まず忍海小学校南棟の地震補強改修事業で9,330万円、白鳳中学校屋内運動場の地震補強改修事業では8,720万円、新庄幼稚園園舎の改築事業では2億8,200万円と、以上現時点での合計額といたしましては、6億4,320万円となっておりますのでございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今、ご説明いただきました。

公立学校の耐震化事業に対する地方財政措置というふうな形で、今のような、合併特例債よりも有利なものが出てきて、合併特例債やと思っているのが、約6億4,000万円ですか。6億4,000万円が合併特例債を使わずに、そちらの起債をするということになる。いわゆる合併特例債が6億何ぼ浮いてくるというんですか、表現ちょっと難しいですけども、それを使わんでよかったと。何かにもた使われるのか。いやそれともそのままいかれるのかということについては、また違ったところでお話を進めていきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。このI s値0.3以下の場合、新庄中学校の場合は、当初はもう0.3以下だったら建替えせなあかんかった。しかし、ちょっと話はさっきのに戻りますけども、0.3以下でも補強でいけますよということで新庄中学校は補強でやった。ここでお聞きしておきたいんですけども、新庄幼稚園も基準に満たなかったの、改築をされたわけです。私の地元でもございます。非常に新しいものができて、そのことについては喜んでおるわけでございますけども、基準として以下だった新庄中学校は補強でいけたよ、幼稚園は建替えしたよ、これはどのように判断されたのか、お聞きしておきたいと思えます。

西川議長 田中部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。新庄幼稚園につきましては、なぜ改築したかというご質問でございます。新庄幼稚園は鉄骨づくりの建築物でございます。平成22年度に耐震

診断を実施しました結果、I s 値が0.1、q 値が0.42という著しく低い耐震性能の数値の結果が出ました。また、同様に耐震性能の評価につきましても、保有水平力が低く、溶接部が隅肉溶接で変形能力が著しく低いという結果となりました。この耐震診断の結果、多構面の鉄骨のブレース補強等多くの部材が必要な補強工事になりまして、現在の建物の使用用途でございます保育室の機能、と申しますのは、入り口がなくなったり、また窓が補強部材でふさがれる等、こういった機能を確保しながらの補強は非常に困難でございます、工事期間についても新築と比較しても80%ほどの期間が必要となりますので、園児が施設を利用しながらの補強は困難でございます、仮設園舎が必要となります。また、以前からの検討事項の運動場につきましても、旧園舎を解体し、改築することで、広い運動場を確保することができるようになります。以上のことを総合的に検討いたしました結果、新庄幼稚園につきましては、補強では対応を図れないものであるとの判断をいたしまして、改築を選択いたしましたところでございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 工事の仕方とか補強とか、この難しい専門的なことは私にはわかりませんが、なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、平成23年3月、昨日ここでも黙禱をしたわけでございますけども、東日本大震災が発生して文部科学省は一刻も早い学校関係の耐震化を促進をされました。特に建替えをしてたらもう時間もかかるし、今補強が、工事の技術が進んでいる、また、この東日本大震災で補強工事をやったところがそれが有意義に残ったという観点から、建替方式から補強方式にということを中心に置きながら、そういう通告というんですか、指導を文部科学省は平成23年度にしました。

奈良県、その後どういうふうになっているかなというふうに私は見たんですけども、平成24年度と平成25年度、この2カ年で幼少中、これを見てみますと、耐震化の工事をやったのが100余りの学校がやっておられます。しかし、教室関係のいわゆる建替えをやっているのは新庄幼稚園だけなんです、この2年間。個人的なことに置きかえて考えてみますと、確かに危ないから改築をやったと、これはこれでよく理解をするんです。例えばこれを自分の家に置きかえたとしたら、自分とこの家建替えせんあかんよと、こう言われたんで、建替えしました。しかし、同年代につくられた家、ご近所は皆補強でいけた、こういうふうに私なりに思ったときに、なぜなのかということで質問をさせていただきました。この件についてもっと詳しく知りたいわけですけども、次がでございます。今お話がありましたように、いわゆる補強もしようと思ったらできてんということですね。しかし、工事期間が80%、新築に比べても8割かかるというのと、やった場合に入り口や窓が不自由になると、こういうふうなことで総合的に改築することに至った。こういうことが文書に残るわけですけども、それでいいですか。よかったら、もう次に移らせていただきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 実際にこれは議員の皆さん方と一緒に議論させていただいて進めさせていただいたと思っております。当時、藤井本議員は委員長、総務文教常任委員会の委員長をされて、この建築につ

いての進行をされておったと思っております。その中で、議会の皆さん方とこのことについてI s 値の問題も含めて議論させていただいて、このままではいけないと、危ないからやろうよと、それと長年問題になっておった運動場、このことについても、広い場所を求めてというお話をさせていただきました。当時、藤井本議員からは、できたらもっと大きい場所を求めていったらええから、弁之庄のところで田んぼでも買って大きいところで校庭でやったらどうかという提案までいただいていたというふうに思います。我々としたら、危ないということに関して、皆さんのご理解をいただきながら進めさせていただいた。そのことで、2年間で奈良県の中でここしかやってないやないかということについては、危ないからやった。危なくなかったから違う方法でやったと思いますけれども、危ないからやったのであって、ほかと比較してどうのこうのという問題ではないというふうに思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 次に行こうかなと思いましたが、そういう話が出てまいりましたんで、私も言わなければなりません。私もそのとき、部分的に、総務文教常任委員会の委員長というのは短期間しかしませんでしたが、その流れの中でさせてもらったのも事実です。同じするのであれば、運動場も拡張しなければだめですよ。場所を変えてでもしてください。これも言ったのは事実です。

しかし、そのときの説明はもう危険物建物という名称にもなっていたんですね。我々そんな難しいことわからない。危険物建物という記載が示された。先ほども言いましたように、自分の家に置きかえて言いますと言いました。危険物であるならばやらなければならないというのは当たり前のことでもあります。しかしながら、後で振り返ったときに、ほんなら何が原因であったのであろうということは、私は自分の家に置きかえて、市長もそうやと思います、危険物やって危ないですよ、こう言われたら建てかえる、これは当然やと思うんです。しかし、2年、3年振り返って、後から見て、いやご近所や自分のとこと同じように建てたところは皆補強でいったやないかということになれば、なぜやろうというのは思って、私は当然だと思うんですけれども、今、部長から回答もいただきました。やろうと思ったらやれたけれども期間もかかる。入り口をつぶさんなんことになると、こういうご答弁をいただきましたので、私は私なりにそれで理解はしたつもりですけれども。

工事期間が80%もかかるということは、やろうと思えば80%の期間がかかるということでしょう。そういうことでしょうか。間違っていますか。新築に比べて、改築しても80%の期間がかかるということはそういうことでしょうか。

次、行きますよ。

西川議長 ちょっと待って。ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時54分

再 開 午後1時58分

西川議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

大西教育長 部長の答弁にありましたように、最終的に総合的に判断いたしまして、耐震補強では対

応できないというような結論で教育委員会としましては判断させていただいた、こういうことでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 では、こうやって時間をだいぶとってしまいましたので、2番目に進みたいというふうに思います。

2番目は指定管理施設の業績等についてということで、1つは先ほど前で言いましたけど、ウェルネス新庄、体力づくりセンターですね。これがちょうど10年前の3月にオープンしてちょうど10年目を迎えたところであります。これが1つと、それと指定管理者ということでございますので、道の駅の「當麻の家」、この2つについて、利益を追求するという点が、そこが肝心なところになってきますので、この2つについてちょっと時間をとり過ぎていますので、簡単に早く進めたいというふうに思います。

まず、ウェルネス新庄のいわゆる業況、売り上げや利益、利用人数等について、かいつまんででも結構なので、どのような状況にあるか、10年目を迎えまして、お答えをいただきたいというふうに思います。

西川議長 田中部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。

ウェルネス新庄の売り上げ利益、利用人数等でございます。体力づくりセンター、ウェルネス新庄は、平成16年4月に、全国的に珍しい指定管理者制度にのっとりた施設管理の方を開始いたしました。毎年の売り上げから経費相当分を差し引いた利益の半分を市に還元してもらい、毎年、基金の積み立てを行っております。売り上げにつきましては、平成20年度が売り上げ2億7,936万円、会員数が4,207人。利用者数合計が32万7,171人でございます。また、平成24年度につきましては、売り上げが2億4,422万円、会員数は3,722人、利用者数合計が32万2,348人でございます。平成20年度の売り上げを100%としますと、平成24年度では約87%となっております。しかしながら、利用者数はほぼ32万人台と安定した数字で推移をしております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 急いでくださいと言ったら、本当に急いでいただいて。会員数が減って、売り上げが平成20年度を100とすれば、昨年度しか出てないのかな、平成24年度は80%に落ちていると。しかし、稼働率というんですか、器械の稼働は今までどおり動いているというふうに受けとめていいのかな。それだけ減っているということについての要因、これを簡単にご説明ください。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 その要因でございます。会員数は開始当時から比べて減っておりますが、利用者数は安定した数字で推移をしております。平成16年の開設当時は、いろいろな方からご協力いただきまして会員となっていたいただいた経緯がございました。また、もの珍しさもありまして、会員数も平成21年度までは4,000人を超えることとなり、ガードマンを要するほど混雑して

おりましたが、その後、協力いただいた会員の減少により、売り上げが減少いたしました。実質会員等により利用者数は減少することなく、時を経て今は適正な会員数や利用者数に落ちついてきたと思われま。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 減っているけども、私もそうでした、当初できたとき、入って、私も通ってました。今もう会員もやめておりますけども。そういうのが、私1人の話だけ違いますけども、そういうような要因で会員数と売り上げは減っているけども、使われる人は一生懸命使いはって適正な人数でなってきたと、このように思うということでございます。私はこの場所で、体力づくりセンターができたときに言ったことがあります。体力づくりセンターの体力そのものというものを落とさないようにということをやったのを、今も記憶しておるわけでございますけども、今後ともそういうふうなことで取り組んでいってほしい、このように思っております。

次に、道の駅、今、あそこは新在家か、道の駅のことについて、これも指定管理になっておりますので、同じようにご説明をいただきたいというふうに思います。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本議員のご質問にお答えいたします。「當麻の家」の平成24年度までの経緯のことでございます。「當麻の家」につきましては、平成7年の1月に農事組合法人として設立されて、平成21年3月に株式会社へと組織変更されておるところでございます。農事組合法人から現在に至るまでの間、収益のピークにつきましては、平成13年の2億8,500万円であったわけでございます。経常利益のピークも、ほぼ同時期の平成14年の1,846万円となっております。これ以降徐々に減少傾向になっておりました。平成24年度には、収益が2億2,368万円、経常利益が790万円となっております。利用状況でございますけども、平成15年度では19万8,208人、平成21年度では20万2,301人となっております。平成21年度以降はなだらかな減少傾向となっております。平成24年度におきましては18万人の利用となっております。

各部門別の分析といたしましては、食堂部門につきましては若干の収益増加。加工部門につきましては、ほぼ同水準ということになっておりました。直売所につきましては、ピーク時には1億7,000万円台であった収益が、平成24年度では1億2,000万円台までに減少しているというような状況となっております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今の説明にありましたように、利益はピーク時は1,846万円やったと、それが平成24年度、昨年度は790万円ですね。約4割の利益に、ピーク時に比べてなっていると、こういうことです。また、利用者数も、利用者数をとられたのが平成21年度からか知らないですけども、20万人を超えていた、20万2,000人あったものが、昨年度平成24年度は18万人であった

と、こういうお答えをいただきました。

私は、ちょうど2年前の平成24年3月議会、この場所で耳成高校跡地のまほろばキッチンが平成25年4月からですか、開設されると、それによって受ける影響はということで、聞いてるわけです。質問してるわけです。そのときにこの「當麻の家」につきましても、より厳しいマーケット戦略になっていくことが予想されると。危機感を持って今後取り組んでいくんだということで当時の部長からお答えをいただきました。平成24年度までの決算というんですか、利益等を言っていましたけれども、やはり気になるのは、このまほろばキッチンができてどうなんだというところであります。決算できていませんけれども、月別収支というんですか、その辺で大体の予想はつくかと思うんですが、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 まほろばキッチンの影響ということでございますけれども、一応今の「當麻の家」に関しましては、影響がないということの意見をいただいております。

以上でございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 いろいろともっと申し上げたいところもありますけれども、皆さん方は私は次に何を言いたいのかというの、大体予測はされておりますので、そんなことは私は申し上げませんが。

ここに、南都銀行さんの関連の南都経済研究所という奈良県の経済について発表している『ナント経済月報』2月号というのが、先月発刊されました。ここに、たまたま読んでみますと、奈良県の道の駅、奈良県には道の駅12あるわけですが、今の「當麻の家」も含めまして、非常に厳しい状況下にあるということを分析されています。これを読んでみますと、かなり時間もとりますので、最後にどういうふうに締めくくっているかという、今ある12の道の駅、奈良県にあります道の駅、公共性でなく収益性も問われていることから、生き残りに向けて経営努力を怠ることは許されない。こういう奈良県の道の駅全体の状況というのが、南都経済研究所の月刊誌に載っております。まさにそうであろうかと思えます。

私なりに分析もさせていただきたいというふうに思いますが、やはり今までと違ってコンビニストアというものが非常に大型化しているかというふうに思います。コンビニエンスストア、大型車が非常にとまれる駐車場もあります。ここ数年だけ、この山麓線だけをとってみても、中戸に、また、脇田に南藤井にと、大きいものが次から次へ出てきております。また、農産物直売所とかいうものも多くできておりますので、非常に厳しいのが当然と、ここにも載っているし、今、葛城市にあります「當麻の家」、道の駅もそうであろうかということで、標準並みに推移をしているのかなというふうに思っております。

今後気をつけていただきたいことが、私、1点あるんで、言い残しておきたいのはコンビニだと思えます。コンビニが今後農産物に乗り入れてくるということが言われております。東日本大震災で東北に行きますと、コンビニで野菜を買うのは当然やということで、今、そういうふうなことが始められています。また、地方に行きますと、農業団体、農業会社とコンビニがタイアップをして、これから置いていく、いうふうなことになっていきます。ずっ

と読んでみますと、たばこを吸う人が少なくなって、ちょっと寄ってもらうのに今まではたばこだったけども、これから野菜を買いにコンビニへ行く時代がやってくるであろうという予測が経済誌等に掲載しておりますので、これから本当に今ある道の駅、気を引き締めて頑張っていたきたいと、このように思っております。

3番目に入らせていただきます。

新道の駅事業手法についてということでございます。私、先日、和歌山の方に行ってきました。五條から京奈和道を走ってかつらぎ町までできています。かつらぎ町から24号線に入りますと、道の駅、紀の川万葉の里というのが、いわゆる紀の川沿いに道の、和歌山向いて左側にあるの、皆様方もご存じかと思えます。ここに行くところなことが書かれてあります。この道の駅紀の川万葉の里は、駐車場、トイレ、休憩施設、情報発信施設等を建設省、現在の国土交通省が、またレストラン、物産販売施設等をかつらぎ町が整備したものであり、地域の特色を生かしたにぎわいの場を形成しています、というものがどんと看板で上げられています。

いわゆる道の駅には、やり方として、主体、道路管理者と市町村が一緒になってやる一体型というものと、いわゆる市町村だけで事業を行う単独型というものがあるわけですが、全国では、全国の道の駅の60%はこの一体型、道路管理者と市町村とが一緒につくった、また運営もしている、管理もしている。悪うなったら直していかんな部分も出てきます。残りの40%が単独型だと言われています。中身についてはいろいろありますけども、そういった中で葛城市が今やろうとしているのは、この市町村だけで、いわゆる葛城市だけでやろうとしている単独型、18億円もとかいう話ありますけど、それはおいといて、単独型という形をとってやられる。これはなぜなのか。素直にお聞かせいただきたいと思えます。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

ご質問のように、道の駅の整備手法は、一体型、単独型の2つの手法があります。まず道路管理者が事業主体となる要件の基本的な考え方としては、一般道路の休憩施設計画指針案によりますと、休憩施設とは、道路管理者が道路に接して設置する道路附属物としての自動車駐車場、公衆便所、無料休憩所、園地等を備えた施設と定義されています。また、休憩施設相互の設置間隔は10～20キロメートルが目安。所要時間で30分程度で到達できる距離とされています。この指針に照らして、本道の駅を考えた場合、10キロメートル以内に道の駅ふたかみパーク当麻があることから、道路管理者による休憩施設としての一体型の整備は難しく、できないことから単独型になったものです。

道の駅とは国土交通省のホームページに次のように記載されています。長距離ドライブがふえ、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のためのたまり空間が求められています。また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し、多様で個性豊かなサービスを提供することができ、さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわい

のある空間になることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果が期待されているもので、その効果を地域活性化につなげていくもの、とあります。よって、単独型により整備することに際し、本事業においては、道の駅の駐車場、休憩所、道路情報施設等につきましては、道路附属施設としての道路事業、道の駅に隣接する地域交流施設、広場等につきましては、まちづくり交付金事業で整備しておりますが、これについても、県の関係課と協議し、事業を進めています。

また、交付金であります。国の補助採択を受け、実施しているものでございます。以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 部長、丁寧にあありがとうございました。

今、お示しいただいた国交省は10キロメートルから20キロメートルを目安としている。そやから近過ぎて、県は、道路管理者は一体型として対応してくれないものだからと、こういう、初めに話がありました。普通に考えて、それならなぜそこを選ぶのか、こういう思いになるのは、市民も誰もがそうやと思う。全体の多くが一体型でやっている道の駅、近いものがあるんやったら、離れたらええやんか。これ当然やと思いますけども、なぜその場所を選んだのか、お聞かせください。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 地域活性化事業、新道の駅は新市建設計画における南阪奈道路インターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境との調和を図りながら、商工業、農業の振興、活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行いますと位置づけられています。

また、平成19年に策定した都市計画マスタープランにおいて、ファームリゾートエリアにおける地場産業振興ゾーンに位置づけられており、これら計画を進めるために道の駅という事業手法を用いているだけでございます。

道の駅という名称だけをとらえ、単独型、一体型のご質問となっているわけですが、本市が進めているのは地域活性化事業であり、国からの有利な交付金を受けるために、道の駅という事業手法を用いているだけでありますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 その点ご理解をいただきたいということですけども、私は理解ができないわけで、質問を進めさせてもらいます。

なぜ理解ができないかという、平成22年6月、私は山麓地域の、これ見ておいてくださいねと部長には言いましたけども、平成22年6月議会で、道の駅検討委員会というのが設置されたときに、私、一般質問をしてるんです。そのときに、当時の、そのときの答えとして、場所は、今後ワーキング会議や検討委員会で話し合っていくと、こういう答弁をいただいているんです。今の部長の話によると、この場所ありきで、それを道の駅の手法でいくんや、こういうお答えをいただいたけども、平成22年6月議会の議事録にも載せてますから、それ

は、できたら見ておいてください、口頭でしたけども、言いましたけども。

それはいいとして、ワーキング会議でいろいろやっていくんだと、ワーキング会議の中で一体型や、ここだったら一体型は無理ですよとか、ここはいわゆる単独型と一体型、この話はワーキング会議で少しでもされましたか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 地域活性化事業（仮称）道の駅計画の策定に当たり、平成22年度に検討委員会を設置し、また、市民の方にも一緒に考えていただこうと市民ワーキング会議を設置し、施設規模、経営、運営方法などについて議論いただきました。なお、単独型、一体型については、指針などに照らし、道路管理者と協議するものであり、検討委員会やワーキング会議では議論はしておりません。

以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 それは、一体型である場合は道路管理者と議論をするのは当たり前やけども、手法として、こういう方法ですねという説明をされたのかと。一体型、県が半分やってくれんねん、市は半分でええねと、こういう説明。こっちやったら、市営で全部いかんなんねんと。いわゆる単独型は、市が全部いかんなんねんと。一体型は県が半分、半分とは言わないけども、いろいろなケースがあるだろうと思います。半分以上やってるところもある。分かち合ってるねんという、何もそれは道路管理者と話をするのは当然だけども、そういうことの説明をしたのかと、こういう質問をしましたけども、もう時間もありませんので、まあそれはしてないと、こういうことでそれで結構でございます。

もし、これが一体型というふうに仮定をするならば、この18億円は、事業費、今の計画からいくとどれぐらいになっていたのか、大体。県がやってくれるとすれば、駐車場や情報発信基地、またトイレということで、簡易パーキング事業に乗って県がやってくれるということで明記されていますけども、その内容は。もし一体型であれば、18億円は、葛城市の出す事業費は幾らになっていたかということについて教えてください。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 先ほどもご説明しましたように、本事業は南阪奈道路のインターチェンジ周辺で、新市建設計画や都市計画マスタープランに位置づけられている地域活性化事業を、道の駅という事業手法を用いているだけであり、そもそも先ほども申し上げました指針のもとでは、葛城市内では一体型というものはできませんので、試算もしておりません。

以上です。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 初めは丁寧にお答えをいただいておりますけども、だんだんと冷たくなられてきたように思います。

全国に2、3しかない事例のところに置きかえている。まれにしかないねん。それに葛城市やったら、仮定としてどないなんねんと聞いてんねやったら、今のようなお答えでも結構です。しかし、ほとんど、大部分が一体型でやられてんねやから、普通、事業をしようとす

る者であれば、そういうことを検討して普通と違うかなと、このように思います。部長も内部の打ち合わせ等の関係があって、そのように答弁をされているのかどうか分からないですけども。私なりに調べたところ、この近くをとってみると、この葛城山の裏に千早赤阪村があって、河南町、これは、道の駅、両方ともあるんです。「道の駅ちはやあかさか」と「道の駅かなん」と。千早赤阪村というのは既に昔からあった施設を、道の駅の制度ができたときに、いわゆる登録をした道の駅です。登録に乗って、もう単独型とか一体型でなく、既にあったものを道の駅とされた。新たに2キロメートルも離れてないです、道の駅かなん。これは、大阪府との一体型でやられた。顔ぐらい部長、見せていただきたいんですけど。2キロメートルしか離れてないところで。2キロメートルも離れていません、河南町と千早赤阪村。両方とも309号線沿いです。ただし、国道ですけども、府が道路管理者となられているから、これで一体型でやられている。

もうちょっと、私なりに、行ってきたところも含めて言いたいんですけども、大阪の一番南、というのは和歌山に近い岬町というのがあります。この道の駅を考えているときに、近くで道の駅を計画している。私は私なりの意見で、皆さん方もご存じのように、道の駅に対する考え方を述べていますけども、いや違った方面からも考えなあかん。こんな気持ちになって、岬町行ってきました。岬町は、既に道の駅というものがございます。そこへ、平成28年度ぐらいをめどに道の駅の計画をされてきました。そして道の駅計画案というのものも、インターネットで、うちと一緒にすわ、(仮称)道の駅みさき基本計画というものがございます。ここにはもう載っています、この計画案の中に。既に岬町には道の駅はあると。そこは7キロメートルほどしか離れてないけども、国との一体型でしますと。国も調べましたけども、国も一体型になっています。そしたら、部長のおっしゃる、初めからあかんねんというのはどこにそれが明記されているのか。追及は今もうしませんけども、時間がないから。また予算特別委員会、どなたかやっていただいたらいいですけども。そういう事例がある。

ここで、市長にお伺いしたいですけども、いわゆる一体型と単独型の中で、部長が答弁されるように、いわゆる県と話、交渉をして、例えば、挑戦をして、一体型というもので、しかし条件に合わなかったん、というものなのか。そもそも、今、部長が話にならないと言わんばかりに、乗らないよというふうに言われたけども、これはそんな距離の要件なんて部長、確かめてもらったらいんですけど、ないです。そんな中で、市長は道路管理者と一体でやっていこうと、市も財政これからやっぱり守っていかなん立場にある市長やから、半分でも、何ぼかは県、出してください、一体型が全国ではいろいろあるねんから、半分以上、大半は一体型やからということでお話をされた結果、こうなったのかどうか。市長に答弁をいただきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 あちらこちら、いろいろと回られて調べてられました。敬意を表したいと思います。

先ほど申しましたように、これはあくまでも地域活性化事業をするために、どれだけ有利な補助事業を見つけてこれるかということ、いろいろと検討した結果の中での、道の駅事業という手法を使ったものと。これは何度も何度も、ずうっと繰り返しておるとこ

ろでございます。

それで、一体型と単独型で、まるで市が全部18億円も出すかのような言い方をされておりますけれども、あくまでもこれは補助事業でありますので、国の方から、今の18億円の場合だったら、8億円程度補助金をいただいて、残り10億円に対して、合併特例債を起債させていただくということは何度も説明をさせていただいております。

もちろん、市民の皆さん方がご要望されて、この周辺ということになったときに、どこでやったらいいだろうかというところで、市民の皆さんに、ワーキンググループの中で、5カ所見ていただいた中でここがいいということになったので、初めからここありきという形で動いてるわけではない。当初計画された中でも、この場所が一番いいというお答えだったので、ここになったということでございますけれども、いろいろと事業手法、研究をいたしました。もちろん、県にもご相談を申し上げましたし、国土交通省の方にもご相談を申し上げました。その場合に、先ほど部長が申し上げましたように、道の駅10キロメートル圏内、30分以内の場所に新しい道の駅をつくるのが非常に難しいというお話があって、何かの方法はないのかということで、ご相談をさせていただきました。

そして、補助金をいただくということであるならば、當麻の道の駅が共存共栄で、道の駅ということを使っても構わないよということであるならば認められるということでございますので、「當麻の家」、道の駅とご相談をさせていただいて、ともに発展をしていくものだから、道の駅という事業手法を使わせていただきたいという申し入れをさせていただいて、快くご了解をいただいて、道の駅という事業手法を使わせていただく。全体事業の中の駐車場と情報発信の部分とトイレ休憩する場所ですね、この3つの道路部分について、道の駅という事業手法を使おうとするものがございますから、何ら問題はないというふうにも思っています。

あくまでも道の駅というのは、全体事業、地域活性化事業を進めていく中で有利な、55%の補助率がございますから、有利な補助金をいただく、そのための事業手法であり、国からもお手伝いをいただくということで、これを選択してきた。いろいろな方をお願いをしてきたけれども、単独型、一体型というものではなく、いろいろと手伝っていただきたい、お願いをしたいということは交渉してまいりましたけれども、最終的にこのような形に落ちついたということでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 私のお聞きをしたいところはお答えをいただかなかったと思います。一体型の話をされたのかどうかということですけど、時間がないからもう結構ですけども。私、市長の今の考え方は少し、私とは違うと思う。私も間違っているかも知れないから、どっちが正しいとか間違いはええとしても。今の市長の話を聞いていると、一体型と違ってたって、県補助金もあるからそんなに変わらへんと、市の持ち出しは少なくて済むねんと、このように聞こえる。

しかし、例えば、「かつらぎの森」、県の施設がございます。100%県が出してくれた県の補助とする市の事業いうのと、県がする事業というのは私は中身が違うと思う、今後において。そのときの、一時的なお金はもしかしたら一緒かも知れない。しかし、メンテナンス

もこれからいろいろなことがある。運営ということも。また、修理もしていかなん。いうことになったときには、私は考え方をちょっとだけ改めていただけたらなと思います。今の中で2月号のかつらぎ広報でも、市の持ち出しは少なくて済むんですということは確かに示された。しかし、一体型の話はしてないと。うまくこうお話をされたけど、してないとういうことです。

今、市長の言葉の中にワーキング会議で5カ所の地域というものを皆さんに選んでいただいたというのがありました。きのう川村議員の質問の中にもあったんですけども、ここで、あともう時間も少なくなってきましたので、お尋ねしたいというふうに思います。

これ平成9年に出されて平成10年以降使われている新庄町の都市マスタープランというのがある。都市マスタープランというのは、もうこうやって説明するまでもないと思いますけども、この文言の中におおむね20年先を視野に入れつつこれを策定したんだと、こういうのがあります。これはもちろん旧の新庄の方しかわからないやろうし、知らない方が多いかもわからない。ここに道の駅の計画というの、道の駅というのは載ってるんですね。場所はどこかという、これは南藤井になるのかな。いわゆる屋敷山公園の南側、御所側というんですか、林堂の老健かつらぎの西側というんか、今、小さいサッカーの、山麓線にできている。あの部分にこういう計画が記載されている。しかし、いろいろなことを総合的に考えてこれは中止をされたのであろう、また、合併のときにはこれは載ってこなかったのであろうと思いますけども、しかし、もともとない道の駅の計画を市長は打ち出してこれを進めておられる。そのときに、その5つの候補の中に、この土地というものを検討されてワーキング会議の中で示されたのかどうか。これをちょっとお尋ねしたい。新庄町のときに計画があった土地も、こういう土地があったんですよ。いわゆる道の駅の計画で、ワーキング会議の方に5つの場所を選定してもらった、見てもらったという中で、この土地というものも検討の中に、1回見てもらうというふうなことをしたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

西川議長 市長、もう1分です。

山下市長 私は合併をしてからでございますので、旧新庄町のときの都市計画マスタープラン、それもあって、それを引き継がれて葛城市の都市計画マスタープランというものをつくられた。新市建設計画があってという状況の中でさせていただいています。ですから、旧新庄町、旧當麻町両町の中心であり、一番皆さんに利便性が高いところの周辺、また当初から葛城市が合併するときからこのあたりで地場産業の振興ゾーンと定められてた地域にするというその周辺で示させていただいた、その平成9年のところの部分は入っておりません。

西川議長 時間です。これで、藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時33分

再 開 午後2時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子です。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。

昨日は、東日本大震災より3年になりました。全ての犠牲になられた方々のご冥福を心から祈るとともに、被災地の一日も早い復興を更に深くご祈念してまいりたいと思います。過日3月8日は国際女性の日、また3月1日から3月8日は女性健康週間でした。女性の健康こそが家庭を明るくし、社会の発展につながっていくと思います。

私の1つ目の質問は、がん検診事業について、2つ目は女性の視点からの防災計画についてです。これよりは質問席より行います。

西川議長 内野君。

内野議員 平成21年度から5年間実施いたしました女性特有のがん検診である子宮がん、乳がんのがん検診推進事業が平成25年度で終わります。前回の12月議会で、平成26年度本市としては、国の方針に準じて子宮頸がん、20歳、乳がん、40歳の方を対象に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を図るとともに、未受診者については再勧奨通知はがきを送付し、受診率向上を図る予定との答弁でしたが、平成26年度において、女性特有のがん検診の取り組みをどうなされるのですか。

西川議長 山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

厚生労働省では、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として、平成25年度補正予算に計上され実施することになりました。事業内容といたしましては、平成21年度から実施していたがん検診推進事業による子宮頸がんと乳がん検診の受診費用無料クーポンの配布対象者であった者に対し、これまでに無料クーポンを利用していない未受診者に、再度無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行い、継続的な受診をしてもらうことを目的としています。

今回の国の補正予算事業といたしましては、平成25年度の無料クーポン配布対象者は除かれています。また、平成26年度に新たな対象年齢となる子宮頸がん20歳、乳がん40歳の方にも無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行うとともに、コール・リコール、再勧奨を行うこととなっています。

我が葛城市におきましては、厚生労働省が定めた働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱に準じまして、平成26年度中の早い時期の補正予算対応で考えております。

以上です。

西川議長 内野君。

内野議員 ご答弁ありがとうございました。

今回のご答弁では、平成26年度は過去5年間の未受診者への無料クーポン券を送付することをお聞きして、大いに評価いたします。それでは、今回、国の補正予算としての平成21年度からの無料クーポン券対象者で、未受診者の方に再度無料クーポン券を送付して受診勧奨を行うわけですが、平成21年度から平成24年度の未受診者の対象者は何人になりますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 過去の無料クーポン券事業で、対象者の中の未受診者数ですが、平成25年度の事業対象者は除かれますので、平成21年度から平成24年度の無料クーポン券対象者で未受診者の人数は、子宮頸がんを対象者20歳から40歳で2,870人、乳がんを対象者40歳から60歳で3,054人、合計いたしまして5,924人になります。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

国が掲げておりますがん対策推進基本計画では、平成28年度末までに受診率50%を目標にとあります。本市においては、前回女性特有のがん検診、30%の目標とするとありました。50%の目標は、高受診率ですので、さらなる受診向上に向け、これからの取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 国が調査いたしました主な未受診の理由であります。たまたま受けていないが28.8%、心配なときはいつでも医療機関に受診できるからが16.9%、時間がなかったからが15.9%、まだそういう年齢ではないが11.5%。以上の未受診の要因が多く、受診率向上におきましては、がん検診の周知、本人へのがん検診の大切さ、重要性などの意識づけが大事であると思っております。

本市におきましては、受診方法では個別検診と集団検診を行い、検診の受けやすい方法をとっております。集団検診では、平成24年度子宮頸がん乳がん検診で14回だったものを、平成25年度からは18回にふやし、また、平成24年度からはレディースデイとして女性専用の日を設けて、受診をしやすいようにしております。

集団検診でのがん検診におきましては、平成24年度63回から、平成25年度では72回へと、9回、検診回数をもふやしております。

市民への周知の方法といたしましては、葛城市のホームページ、また広報かつらぎへの掲載や有線放送、防災無線を通じまして、個別、集団検診実施案内をしております。また、葛城市健康づくり推進員さんにより、各地域で実施していただいております健康教室での受診勧奨、市の医師会の先生方にもがん検診受診勧奨の協力をしていただきながら、受診率向上のために努力をしております。

また、集団検診の電話予約のときには各種がん検診の受診勧奨、特定健診の未受診者への電話勧奨のときにも、加えてがん検診の受診勧奨も行っております。

以上のように、今までにもいろいろな取り組みはしておりますが、今後も市役所職員や家族に対しての受診勧奨など、本人に対してのがん検診の大切さ、重要性の意識づけのため取り組みを工夫し、受診率向上のために努力してまいります。

以上です。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

私もやはりがん検診の大切さ、重要性など意識づけが大事だと思います。が、なかなか受診率が向上しない。そのためさまざまな施策が投じられております。前回12月度で無料クー

ポン券事業の始まる前と後とでは、4年間の平均ですが、2.5から5倍の受診率が向上したにもかかわらず、縮小されるのはとても残念です。また、本市においてもさまざまな努力をしていただきありがとうございます。平成28年度末に向け、検診率50%の目標に近づけていけるようにするためにも、5年刻みの無料クーポン券事業は最重要であると思います。早期発見は、葛城市においての右肩上がりの医療費の抑制にもつながり、なおかつ女性が元気に働く社会を築けると思います。よって、今後も無料クーポン券事業の推進をご検討お願いいたします。よろしくお願ひいたします。

引き続き、女性の視点からの防災計画についてですが、公明党女性局は、東日本大震災のさまざまな教訓を生かそうと、女性の視点からの防災行政総点検を実施いたしました。そこで、葛城市の防災会議の構成はどのようになっていますか。

西川議長 菊江総務部理事。

菊江総務部理事 総務部理事、菊江でございます。

ただいまの内野議員のご質問に答弁させていただきたいと思ひます。

葛城市防災会議の委員定数が25名となっているのに対し、女性の委員が少ないのではないかとのご質問であるかのように思われます。災害対策基本法第16条第6項の規定では、市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定めると規定されているところから、平成16年に葛城市防災会議条例が制定され、防災会議の所掌事務及び組織が定められているところでございます。

事務内容といたしましては、地域防災計画の作成及びその実施推進、災害が発生した場合の情報収集などを行っていただくことになっております。委員は市長が任命するものとなっております。現在、奈良県知事の部内職員といたしまして、高田土木事務所、葛城保健所、中部農林振興事務所の各所長様3名。奈良県警察の警察官といたしまして、高田警察署長。市部内職員といたしまして、副市長、各部長計8名、教育長、消防長及び消防団長。指定地方公共機関といたしまして関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大和ガス株式会社、市上下水道部の代表者5名。自主防災会を構成する者または学識経験者2名。市長が特に必要と認めて任命する者といたしまして、市議会議長様と区長会長様となっております。以上でございます。

組織構成には男女の区別はしておりません。それぞれ代表者の方々を任命しているところでございます。議員が申されますように、葛城市では平成21年に男女共同参画基本計画を策定しております。これまでの、習慣やしきたりを重んじる社会風土や経済優先の社会システムなどの影響により、性差を超えた多様な個性や能力の発揮が阻害されないように、防災会議委員につきましても取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

ただいま担当者から防災会議委員は市長が任命する者となっているとの答弁をいただきま

したが、防災行政総点検において、防災会議に女性が1人もいない自治体が291、44.2%、地域防災計画に女性の意見を反映させていると回答した自治体が291、40.9%。女性の視点が防災に生かされていない実態が改めて浮き彫りになりました。このような結果をもとに、2011年に地方防災会議委員に女性を登用しやすくする災害対策基本法改正などを求める第一次提言を政府に提出。2012年6月には同法改正。2013年4月現在で地方防災会議に女性委員がない都道府県はゼロとなり、女性委員の割合も10.7%と過去最高となりました。

そこで、本市におきまして、防災会議の女性委員の現状を今後どのように編成されるか、市長のご意見を伺いたと思います。

西川議長 市長。

山下市長 ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、理事の方から答弁をさせていただきましたけれども、葛城市の防災会議の委員は最大25名以内ということになっておりまして、現在22名の委員がいらっしゃいます。うち、女性が、先ほど答弁をいたしました山岡部長1名だけで、あとご説明を申し上げましたように、警察や県職員や市部局、教育長、消防長、消防団長等、男女を問わずということですが、ほとんど男性の方がその職についておられる職というふうになっておるところでございます。

私も、東日本大震災があった後、陸前高田にも行かさせていただきましたし、つい先日土曜日、日曜日陸前高田に行き、その状況をつぶさに見てまいりましたけれども、やはりあの状況を見て、被災した後、やはり女性の視点というのは必要だろうと思いますし、いろいろな自治体で、女性用の特に必要だと思われるような備品の備蓄であるとか、そういったことが葛城市の方でも、また後ほど答弁があるかわかりませんが、進んでいない状況というものもあるし、僕らではわからない、男性ではわからない部分というのは確かに多かろうというふうに思います。今、内野議員が提案をしていただいたようにというか、女性の登用をしていくべきであるということは、私も必要だと思います。そこで、現在22名の方がいらっしゃって、25名以内ということでございますので、残り2名ないし3名の方に対しましては、市長が特に必要と認める者という形で、早急にうちの担当の者に指示をいたしまして、2名ないし3名の女性の方の登用ができるように、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

西川議長 内野君。

内野議員 市長、前向きなご答弁、ありがとうございます。

女性の視点を反映するためにもよろしく願います。

ところで、本市の防災倉庫の備蓄品に、乳幼児の粉ミルクや女性の生理用品の災害弱者に対する配慮がなされていないように思いますが、いかがでしょうか。

西川議長 総務部理事。

菊江総務部理事 葛城市の災害時の備蓄品、健常者に対する食糧や飲料水ということでございまして、災害弱者に配慮した乳幼児粉ミルクや紙おむつ、女性用生理用品などの備蓄はされているかのご質問であるかと思われま。

市内9カ所、新庄庁舎、當麻庁舎、旧南都倉庫、北花内、平岡、笛吹、新庄小学校、磐城小学校、當麻小学校の防災倉庫の備蓄品につきまして、食料品以外の発電機、投光器、コードリールなどの電気設備器具、またチェーンソー、エンジンカッター、ジャッキや担架などの救助用器具、毛布、簡易便器、紙おむつ、マスクなどの生活用品などを保管しておるところでございます。ご質問の粉ミルクや女性生理用品は備蓄しておりませんが、今後検討いたしまして、整備を行ってまいりたいと思います。

また、何よりも大切なことは各家庭で必要とする食料や非常持ち出し品の備えであると思っております。今では、市では、機会があるごとに、市民の皆様にお知らせしておりますが、本年4月に市広報誌とともに配布を予定しております葛城市地域防災マップに、災害時における事前の備えといたしまして、1週間分の食料備蓄と非常持ち出し品について、呼びかけ記事を載せさせていただいております。

さらに、災害時に支援や協力をいただける各種の企業や団体と、災害時の応援協定の締結を引き続き実施いたしまして、充実を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

これからも女性の立場からの防災備蓄品を多く取り入れていただくようよろしくお願いいたします。

次に、市長にお尋ねします。現在計画されている地域活性化事業、新道の駅について、1万坪の面積を有すると聞いておりますが、ここを防災の対策として有効的に活用できればと思いますが、対策はどのように考えておられますか。

西川議長 市長。

山下市長 ご質問にお答えをさせていただきます。

初日に、私の所信表明のところでもお話をさせていただきましたけれども、この地域活性化事業の中で、この土地を防災用の集まれる場所にしていく。また、奈良県が、中南和が災害に遭った、葛城市が災害に遭ったというときには、この広大な土地を利用して、県外や奈良県内ほかからも車両が集まっていただいて、ここから食料や必要な備品を配布する集積地にしていくという考えや、また逆に大阪が被災された場合は、ここを基地にして、そこから備品を届けるというようなことも考えられますし、また、ワーキング会議の中では、ここを災害時用のヘリポートにしてその拠点として活用すべきであるというご意見も頂戴をいたしております。今後事業を進める中で、国土交通省ともお話をしておりますけれども、地域で、この場所を災害時の避難場所であったりとか、協力をしていく場所にしっかりと指定をしていきながら、防災計画の中で指定をしまえようと思っておりますけれども、ぜひとも市民の皆さんや周辺地域の皆さんが安心ができる場所の1つとして整備をしていくように前向きに考えております。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

防災拠点を備えたことにより、より多くの市民にとっても夢のある（仮称）道の駅の構築には女性の、また青年世代の意見を入れていただくとともに、安心安全の拠点整備としての役割を担っている計画の実現に期待いたします。今後防災会議の女性委員の登用を3割程度の委員編成に、公明党女性局として要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

西川議長 これで、内野悦子君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月25日午前10時から再開をいたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす13日から20日までの間、各常任委員会及び予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしく願います。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後3時10分